

平成26年第4回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示..... 1
○応招・不応招議員..... 2



第 1 号 (12月10日)

○議事日程..... 3
○出席議員..... 5
○欠席議員..... 5
○出席説明員..... 5
○欠席説明員..... 5
○事務局職員出席者..... 5
○開会及び開議..... 6
○会議時間の延長..... 6
○会議録署名議員の指名..... 6
○諸般の報告..... 6
○会期の決定..... 7
○一般質問..... 7
 高橋研史君..... 8
 片股敬昌君..... 10
 池田望君..... 16
 稲垣勇君..... 21
○散会..... 24



第 2 号 (12月11日)

○議事日程..... 27

○出席議員	29
○欠席議員	29
○出席説明員	29
○欠席説明員	29
○事務局職員出席者	29
○開 議	30
○会議時間の延長	30
○報告第15号から報告第18号までの上程、説明、質疑、討論、採決	30
○報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第68号及び議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第72号から議案第76号までの上程、説明、質疑、討論、採決	54
○発議第8号の上程、説明、採決	61
○日程の追加	62
○発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○閉会中の継続調査の申し出	64
○閉議及び閉会	64
○署名議員	65



小笠原村告示第22号

平成26年第4回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年11月25日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成26年12月10日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

不応招議員（なし）

平成26年第4回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成26年12月10日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 報告第15号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 2 報告第16号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 3 報告第17号 小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 4 報告第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 5 報告第19号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（専決処分）
- 第 6 議案第62号 小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第63号 小笠原村役場組織条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第64号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第65号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第10 議案第66号 小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第11 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第12 議案第68号 小笠原村防災会議条例の一部を改正する条例（案）
- 第13 議案第69号 小笠原村災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）
- 第14 議案第70号 小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第15 議案第71号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）
- 第16 議案第72号 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第17 議案第73号 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第18 議案第74号 平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）（案）

- 第19 議案第75号 平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第20 議案第76号 平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第21 発議第 8号 議員の派遣について

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

欠席議員（なし）

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	渋谷正昭君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
自然管理員 専門委員	岩本誠君	建設水道課長	篠田千鶴男君
建設水道課 副参事	増山一清君	母島支所長	湯村義夫君
出納課長	菊池元弘君	教育課 課長補佐	大津源君

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） おはようございます。

ただいまから平成26年第4回小笠原村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木幸美君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、高橋研史君及び7番、稲垣勇君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長、お願いします。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

村長より、平成26年11月25日付、小笠原村告示第22号をもって本定例会の招集通知があり、12月3日付で報告5件、議案15件の送付がありました。

次に、教育長より11月26日付、村長より11月28日付で、それぞれ議会説明員出席者の通知がありました。

次に、議長佐々木幸美君の出張等についてご報告します。

10月8日、議員7名とともに、佐藤雄二海上保安庁長官に中国密漁船の取り締まり強化、罰則強化等を要望してまいりました。

10月27日、都議会公明党の視察団が来島した際に、村長並びに議員5名とともに、村政課題に関する意見交換を行いました。

11月7日、村長とともに、佐藤雄二海上保安庁長官と中国密漁船問題に関しての意見交換を行いました。

同日、村長とともに、公明党「サンゴ密漁問題プロジェクトチーム」の会合に出席し、不法操業の実情を訴え、取り締まり強化を要請し、また、サンゴの保全を国際的に訴えるよう要望してまいりました。

同日、村長とともに、佐藤英道農林水産大臣政務官に、中国サンゴ密漁船が引き起こしている事態に厳しく対処するよう、また水産資源、海洋生態系への影響調査を要望してまいりました。

同日、村長とともに、太田昭宏国土交通大臣に、中国サンゴ密漁船が引き起こしている事態に厳しく対処するよう、また警戒・監視体制の充実強化、小笠原海上保安署の装備・要員の増強、水産資源、海洋生態系への影響調査等を要望してまいりました。

11月10日、都町村議会議長会役員会、同臨時総会に、また11月11日、第33回離島振興市町村議会議長全国大会、11月12日、第58回町村議会議長全国大会に出席しました。

11月13日、村長とともに、舛添要一東京都知事に、違法操業の取り締まり強化等を要請してまいりました。

11月14日、村長とともに、菅 義偉内閣官房長官に、不法操業、領海侵犯の厳しい取り締まりを、またサンゴの保全・管理を国際的な観点から発信するよう要望してまいりました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び池田 望君より、9月26日付、10月24日付、11月28日付で例月出納検査の報告がありました。

以上でございます。

◎会期の決定

○議長（佐々木幸美君） 次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月10日から12月11日までの2日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日12月10日から12月11日までの2日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐々木幸美君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、順次挙手をしてください。

◇ 高 橋 研 史 君

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） おはようございます。1番、高橋研史でございます。

本日、私がトップバッターということですので、まず、本定例会の一般質問、通常ですと1日かけて7名の議員ほとんどが質問するところでございますけれども、本日は私を含め合計で4名、しかも午前中のみ的一般質問となっております。これは、いわゆる最近続いておりましたサンゴ密漁問題に対する事案を審議するために、総務委員会にこの議題を主に集中させようということでこのような運びとなりました。テレビをご覧の皆様、午前中は4名、半日で終わり、なおかつサンゴ問題が何も出ていないのではないかとというような思いもあるかもしれませんが、そのような内容で本定例会進めていく予定ですので、どうかご了承をお願いしたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

先般、我々村議会は、議長をはじめ8名の議員全員で出張いたしました。10月5日、6日、7日とかけて、平成23年3月11日に大きな津波被害を受けました被災地、気仙沼市、陸前高田市を主に回ってまいりました。私はこの視察に際して何か被災地から得るものはないか、被災地の教訓を村に持ち帰って村の防災対策に生かせるものはないかという思いで視察に行ってまいりました。ほかの議員の皆さんも同じ思いで被災地を回られたと思います。

特に陸前高田市はもう既に被災地という様相はなく、山を切り崩して大きなベルトコンベヤーで平地に土砂を運ぶという、どちらかという外国であるような露天掘りの炭鉱のようなそういうような光景が陸前高田の山に挟まれた平地で行われておまして、こんなに風景が変わるものだなという思いと、またちょっと高台に目をやると、海拔20メートル、30メートルあるような高台の家の周りに張ってあるフェンスが津波で押し流されて曲げられて、いまだに壊れたままに残っているようなフェンスも見てまいりました。こんなところまで津波が来たんだなというようなことを感じることができました。と同時に、妻子を亡くして一生懸命これから生きていこうという、頑張っていらっしゃる方にもお会いしてきました。一日も早くこれらの地が復興をなし遂げて、もとのとおりに戻るよう心からお祈り申し上げる次第です。

その中で私が一つ提案したいのは、村の職員の皆さんの、実際津波が起きて活動している中でいかに身を守るかということでございます。陸前高田市に行ってみまして、陸前

高田市東日本大震災検証報告書というこういうような報告書をいただいております。この中からちょっと一部分抜粋して今ここでご披露させていただきますが、この中に「反省と検証」というものがございます。陸前高田市は人口2万4,246人当時ございましたけれども、その中で1,757人の方が亡くなっております。これは人口に対して7.2%。そして市の職員の方は443名おりましたが、この中で111名の方がお亡くなりになっております。比率にしてみると、一般の方よりも職員の方のほうが比率的には多く犠牲になっているというような状況になっております。これによって後の復興がなかなか進まないというような現象も出てきておりますが、まずはこのもらってきました報告書の一部を読ませていただきます。

反省と検証。災害対策本部を構成する多くの市職員が津波により犠牲となったが、その理由は、みずからの身の安全を顧みず、市民の避難誘導等を優先し、さらなる災害対応業務に備えて現場付近での待機を続けた結果、逃げ遅れが生じたことが考えられる。この教訓を踏まえて、公的な活動に従事する人も確実に命が守られるよう、津波到達予想時刻前には活動を終了して、みずからの避難を完了させる退避ルールを初動対応マニュアル等において定めるべきである。

また、防災活動の拠点となる災害対策本部、市庁舎や地区本部、消防本部に津波が襲来した。その結果、応急活動に必要な資機材等の流出により、初動において応急活動が効果的に行えなかった教訓から、防災施設は安全な場所に配置し、また災害により機能に支障が生じた場合の代替施設を用意する必要がある。

というようなこの津波による反省と検証を今後はどうしたらいいかというような一文が載っております。では、我が小笠原村はいかがでしょうか。この3.11の教訓を受けて、いわゆる役場の職員の方、あるいは消防団の皆様、この皆様が避難誘導あるいは本部設置に当たっているわけですが、これらの方の避難基準というものを明確に設置しなければ、やはり村民はもとより今後重要な被害が起きた後、復興業務の中心に当たる職員の皆様が被災しては、これは大変なことだと思います。この点、基準があるとすればしっかり明文化したほうがよろしいのではないかと思いますけれども、この点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

私も陸前高田に視察をさせていただきまして、その折、私なりにいろいろな思いが去来し

たところでございます。今般、議員の皆様がご視察をされたということで、それぞれの議員の皆様も同じようにいろいろな思いが去来をされたのではないかと拝察をするところでございます。

防災についてのご質問をいただきました。内容が具体的でございますので、担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 高橋議員の津波到達の際の職員の避難時間等の設定についてのご質問ですが、村では、毎年9月に津波来襲を想定した避難訓練を実施しており、災害対策本部要員については役場及び母島支所から津波来襲30分前に移動を開始し、25分前に父島は情報センターに、母島は診療所に本部要員は本部の移動及び避難を完了するように訓練をしております。また、避難誘導に当たります巡回班については、津波来襲10分前に最寄りの避難所に避難を完了することにしており、実際に津波が来襲することになった場合もそのような対応をし、職員が被災することのないようにしたいと考えております。

また、勤務時間外における津波警報の発表または震度5以上の地震発生の場合は、初動体制を確立するための要領を定めており、村長をはじめとした災害本部要員になる職員は情報センターに、また避難所設置要員となる職員は各避難所を集合場所にし、その後津波等の情報を確認した上で避難誘導等に当たる体制をとることとしております。

明文化をしたほうがよいのではないかとのご質問がございましたが、現在、防災訓練の際に配布しております防災訓練実施要綱を遠地津波避難誘導実施要綱として、その中で職員等の避難時間を徹底したいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） ありがとうございます。

現在はそのような時間設定もあるということですが、これは訓練実施要綱の中に決められているということですので、実際起きた場合には現場も混乱すると思います。何が起こるかわかりません。実際起きた際にこれが生きるように、遠地津波避難誘導実施要綱ですか、これの中にしっかり明文化するということですので、ぜひそのような措置をとっていただいて、一人も犠牲者を出さない、なおかつ村の職員からも犠牲者を出さないというような体制を一日も早くとれるようによろしくお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

◇ 片 股 敬 昌 君

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 2番、片股敬昌です。

今回、先ほども高橋議員からもお話がありましたように、中国密漁船の問題等々たくさん
の質問が出るだろうということを思いまして、私は別な視点で質問を考えさせていただきました。

では、天皇陛下が昨年12月、そして皇后さまが今年10月に80歳の傘寿を迎えられました。
両陛下がそろって傘寿を迎えられたことは国民にとって大きな喜びでございます。

1998年、平成10年にインドのニューデリーで開かれた国際児童図書評議会で、皇后さまが
「子供の本を通しての平和、そして子供時代の読書の思い出」と題しまして基調講演をさ
れています。その一部をご紹介します。

思い出すと、戦争中にはとかく人々の士気を高めようと、勇ましい話が多かったように思
うのですが、そうした中でこの文庫の編集者が「絶望」やこの「身体検査」のような話を、
なぜここに選んで載せたのか興味深いことです。生きている限り避けることのできない多
くの悲しみに対し、ある時期から子供に備えさせなければいけないという思いがあったの
でしょうか。

私は、この文庫の編集企画をした山本有三につき、二、三の小説や戯曲による以外詳しく
は知らないのですが、「日本名作選」及び「世界名作選」を編集するに当たっては、子供
に喜びも悲しみも深くこれを味わってほしいという有三とその協力者たちの強い願いがあ
ったのではないかと感じられてなりません。

この名作選を編集するとき、作品を選ぶ苦心とともに、日本語の訳の苦心があったと山本
有三はその序文に記しています。

私がこの本を読んだころ、日本は既に英語を敵国語とし、その教育を禁止していました。

世界情勢の不安定であった1930年代、40年代に、子供たちのために広く世界の文学を読ま
せたいと願った編集者があったことは、当時これらの本を手にすることができた日本の子
供たちにとり幸いなことでした。この本をつくった人々は、子供たちがまず美しいものに
触れ、また人間の悲しみ、喜びに深く触れつつ、さまざまに物を思っ過ぎてほしいと
願ってくれたのでしょう。

子供たちが人生の複雑さに耐え、それぞれに与えられた人生を受け入れて生き、やがて一
人一人、私ども全てのふるさとであるこの地球で平和の道具となっていくために。

以上、皇后様のメッセージ、ほんの一部でございますが、紹介をさせていただきました。

この全文を私読んでみましたが、大変感動いたしました。幼少期に出会ったこれらの本との出会いがあったからこそ優しくも強い今の皇后様がおられるのだなということを思いました。読書は人間形成の上で必要不可欠なものであります。

さて、子どもの読書活動の推進に関する法律に、地方公共団体の責務として、子供の読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有するとあります。

以下、2つの点についてお尋ねします。

当村の学校においては、どのような施策を策定し実施されてきたのでしょうか。

2点目は、4月23日は子ども読書の日になっております。この日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとありますが、どのような事業があったのでしょうか、伺います。

次に、役場の駐輪場につきましてお尋ねします。

教育委員会、建設水道課の建物へ入っていく入り口の前にある自転車・バイク等の駐輪場はいつも職員のものでいっぱいになっており、村民向けとしてはわずかなスペースしか残っていない現状であります。役場入り口に近い駐輪場は可能な限り村民専用としていただきたいと思っております。佐藤商店前にも洗濯物や自転車・バイクが置いてありますが、ここをきちんと整備して、職員のもものは極力こちらのほうに移動していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の中にございしましたが、天皇・皇后両陛下が傘寿を迎えられたこと、大変喜ばしいことと思っております。また、それを記念する一環として、春に引き続きましてこの秋も乾通りが開放されました。35万人を超えるという国民が訪れて、この秋はモミジ、紅葉をめでたということで、そういうことに対しても両陛下のお気持ちが伝わってきて、大変ありがたいことだと思っているところでございます。

議員からは、子供の読書活動の推進と村の駐輪場ということで2つのご質問をいただきました。それぞれ具体的な内容でございますので、担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 教育課課長補佐、大津君。

○教育課課長補佐（大津 源君） 私のほうからは、子供の読書活動の推進について、村立

小・中学校における取り組みをご説明いたします。

小笠原村教育委員会では、平成26年度から5年間の中長期的な教育振興の基本計画として、第2次小笠原村教育ビジョンを策定しております。その中で、読書や文章を書くことによって習得する日本語の力は、子供たちが社会で生きていく上で欠くことのできない力としており、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念に沿ったものとなっています。

毎年策定している小笠原村教育委員会教育目標においては、読書活動の充実を目標に掲げております。具体的な小・中学校の取り組みとしましては、1年を通して中学校は毎朝、小学校は曜日を決めて授業前の10分から15分間、朝読書を行っております。さらに、小学校では保護者などによる本の読み聞かせも定期的に行っております。

また、児童・生徒の図書委員会活動などを通じて、学校の図書室の整理整頓、本の貸し出しを行っており、本の購入も毎年各学校で行っております。本を購入する際には、希望調査等により児童・生徒の興味がある本を増やすなど図書の充実を図ることで読書環境の整備に努めております。

2つ目の質問としましては、これらの年間を通した活動のほかに、4月23日の子ども読書の日や10月27日から始まる読書週間には、本や読書の話題について全校集会での校長先生の講話や学校だよりへの掲載などを行っております。特に秋の読書週間においては図書委員会がお薦めの本を紹介したり、母島では11月に読書月間を設けてその期間中中学生が小学生に読み聞かせを行ったりするなど、各学校の創意工夫によりさまざまな取り組みを行っております。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 役場の駐輪場のご質問についてお答えいたします。

村職員の駐輪場については、役場庁舎西側、佐藤商店側とし、議員ご指摘の第2庁舎下の駐輪場は、村有の自転車・バイクと村民来庁用の自転車・バイクの置き場としてきたところですが、次第に曖昧となり職員の自転車・バイクが置かれ、村民の利用スペースがほとんどなくなっておりました。1カ月ほど前に同様の指摘を村民からいただき、改めて置き方の徹底を図ったところがあります。さらに、庁有車両の置き方を整理することで村民用のスペースを広くとることができることから、既設のラインに従って庁有車両用と村民用に二分して置くように指示してまいります。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。

先ほど子供の読書活動につきましての答弁をいただきました。1つ目は、小・中学校で毎朝読書を行っているということでした。2点目は、子ども読書の日について、校長先生の講話及び上級生が下級生に読み聞かせをしているというお話でした。大変結構なことだと思います。また、保護者、ご父兄の皆さんもこうした読書活動に協力してくださっているということでしたので、感謝申し上げたいと思います。

先ほどの1、2の結果に対して教育委員会としてどのような評価をされているか、あるいは来年度につきましてどのような計画があるのか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 教育課課長補佐、大津君。

○教育課課長補佐（大津 源君） 小笠原村立小・中学校における読書活動や読書環境整備などの実践は、各学校の教職員の工夫や努力に負うところが大きく、これらの取り組みの浸透により、児童・生徒は充実した読書活動を行うことができます。年間を通した朝読書などの実践により、読書量の確保や読書の習慣が身につく、また読書週間の取り組みを通して読書の幅を広げ、読書体験が深まっています。

学校の授業時間以外に読書をする生徒の割合は、全国学力・学習状況調査における最近の結果では、小笠原村立中学校のほうが全国及び東京都の割合に比べて高くなっており、このことから、学年が上がるにつれて読書活動の成果があらわれていることが客観的にも明らかになっております。

なお、母島においては、学校の図書室を定期的に地域の方々にも開放し本の貸し出しも行っていることから、子供だけではなく、地域の読書環境においても重要な役割を担っております。

来年度以降についても現在行っている活動を継続するとともに、教育委員会としましても、各学校が充実した読書活動を実践できるよう支援していきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございました。

授業時間以外に読書をする生徒の割合、これが他校に比べて非常に小笠原村では高くなっているということでした。すばらしいと思います。心豊かな子供たちに成長するように、引き続き努力をお願いしたいと思います。

さて、子供に薦める本を1冊挙げろと言われたら皆さん何を薦めるでしょうか。私ここに本棚から1冊の本を持ってきました。山本有三の「路傍の石」という本です。先ほど皇后様のお話に出てきたものです。有三の作品はほかにも「波」であるとか「女の一生」とか

「真実一路」ですか、そうした作品がたくさんあります。当時この「路傍の石」が書かれた年代が昭和12年という、翌年の昭和13年というのが国家総動員法という法律ができて、もう戦争まっしぐらというそういう時代です。その前後を境にして、政府要人の暗殺、殺傷事件、そういうことが頻繁に起きるといふ殺伐としたそういう時代です。そういう時代にこういう「路傍の石」のような作品が世に出たということは本当に奇跡としか言いようのない作品だろうと思うんですね。私は1冊を挙げてくれとも子供たちから聞かれた場合は、やはりこの山本有三の作品どれでもいいのでひとつ読んでほしいなということが私の薦める1冊になっております。

それでは、駐輪場につきましての答弁をいただきました。佐藤商店側の自転車・バイク、今見ますと何か乱雑に置かれているようにも見受けられるのですが、この際この場所をきちんと整備されて、極力職員のものとはそちらのほうに移動されたらというふう思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 先ほども答弁いたしましたように、本来は今自転車・バイクについては庁舎の西側、佐藤商店側に置くように指示をしてきたところです。これについては徹底をしたいと思っておりますし、実際の今の置き方を見ていますと、職員それぞれが思い思いにとめているということで乱雑感がございますので、駐輪スペースにラインを引くなど明確にしていくことを考えてみたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ラインを引くことで何かこう簡単に済まそうとしているのかなとちょっと思ってしまうんですが、村長ちょっとどうでしょうかね。ご存じのように小笠原の夏は非常に長いんですよ。やっぱり炎天下にさらされた自転車・バイク等の椅子、もうすぐぼろぼろになってきますよね。私もそれ体験していますのでよくわかるんです。ラインを引くというだけではなくて、やっぱり屋根のあるような、せめて都営住宅にあるくらいのものであれば決してこれは罰は当たらないと思うんですけども、村長いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、先ほど総務課長からも答弁もありましたように、1カ月ぐらい前に村民の方からもご指摘をいただいたこともありますので、まず村とそれから村民の方ときちんと使うところをはっきり分けるということで今ラインのこと等にまずは取り組ま

せたいと思います。

議員からご指摘があった点につきましてはこれから検討させたいと、このように思います。
どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 職員の福利厚生、これもやっぱり村長の大切な仕事だと思いますので、私のほうからぜひやってくださいと進言させていただきます。

以上で私のほうは質問終わります。

◇ 池 田 望 君

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） おはようございます。

2点質問は通告してありますので、順に質問させていただきます。

まず1点目は、定期船運賃の低廉化対策についてというふうに出してあります。

東京都のほうでも小笠原諸島振興計画がもう12月末までには国のほうに答申として出されて、それはもう国土交通省のほうもその計画に沿ってやりなさいというふうになっているところですが、このおがさわら丸、またははじま丸の運賃については以前から住民からは大変割高で負担が大きいという意見はよく聞くところです。何とかこの割高な感じがする運賃を安くしてあげて、住民の行き来、また小笠原振興に役立つようにするべきだというふうには皆さん普通考えていらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

平成26年度から平成30年度までの小笠原諸島振興開発特別措置法と同時に、我々より先にできました奄美群島振興開発特別措置法、同時に法延長が決まりましたね、平成26年から平成30年というところまで5カ年の延長を認めていただきました。奄美群島の振興開発特別措置法の中に今回新しく奄美群島振興交付金制度と、こういうものが盛り込まれまして、奄美群島では条件不利性の解消事業として奄美群島航路・空路運賃軽減事業というものが明記され予算措置されました。それを調べてみますと、航空路運賃で50%以上の減と、また航路運賃では航空路運賃とのバランスを考えた中で25%以上の減というような施策がとられ、それがもう7月ぐらいから実施されております。

そこで、このように同じような法律を持ってしている奄美群島と小笠原諸島の中でこれは大変勉強になる話だなというふうに思っておりまして、この交付金制度を利用した政策があるならば次の振興計画の中にはこれを盛り込んでいただいて、村民また旅行者が利用で

き、小笠原振興に役立つように運賃の軽減をお願いしたいということを質問いたしました。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

2点目、仮称ですが、旧赤間ホテルの件についてご質問をさせていただきます。

さきの第3回定例会で懸案であった接道用地になります隣接地の購入というか用地が取得できたと、地権者とのお話し合いができて大変ご苦労だったと思うんですが、そういうことができたということでこれは喜ばしく思っておるのですが、これでやっと両側の通路ができたということで、新たに村の用地としてどのような計画を持って、いつごろまでに何をやられるのかなど、これがちょっと聞きたくなりましたのでご説明をお願いいたします。

以上、2点です。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 池田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目に、定期船運賃の低廉化ということでご質問をいただきました。

今回、改正延長されました特別措置法におきましては、目的規定に定住の促進を図ることが新たに追加され、それに伴い、配慮規定におきましても海上・航空・陸上の交通の確保のほか、人の往来等に要する費用の低廉化も盛り込まれたところでございます。定期船の運賃に係る村民負担の軽減につきましては、村では、今まで東海汽船での事例をもとに島民割引の拡大や既に制度化された村出身学生の帰省時の割引など小笠原海運と具体的な調整を行ってきており、今後も新造船就航後の状況も見据えながら引き続き調整を行ってまいります。その上で、ご質問にございました特別措置法において、村民の負担の軽減が盛り込まれたことを踏まえ、特別措置法のもとで運賃の村民負担の軽減につながる新たな仕組みを模索してまいりたいと考えております。

議員のご指摘の中にありましたが、奄美群島では、今回の特別措置法の改正・延長により新たな仕組みとして交付金制度が導入され、その交付金を活用した事業として奄美群島に係る航空路線及び定期航路の運賃の割引が実施されております。奄美と小笠原の地域事情の違いがあり、奄美での運賃低廉化の仕組みがそのまま本村に当てはまるわけではございませんが、同じ特別措置法の仕組みの中で実施されていることは大変参考になる事例であるとと考えております。

村では、4年後の復帰50年を大きな契機と捉え、時を同じくする次の特別措置法の改正・延長に反映させるべく交付金や税制特例、特区制度など、今後の小笠原諸島の振興開発に実効性のある新たな仕組みの検討を進めてまいります。その検討の中で定期船の運賃に

係る村民負担の軽減の具体的な仕組みをも模索をしまっている所存でございます。

2つ目に、旧赤間ホテルの跡地利用というご質問がございました。おかげさまで隣接地の買収につきまして、先般の定例会でご承認をいただきました。これによって、いよいよ具体的にあそこをどのように活用するかということが検討できる段階に入りました。9月の定例会後、担当職員に対し、事業調整会議において検討項目とするよう指示をいたしました。平成30年度までの振興開発事業として予定されております各種事業のボリュームが大変大きく、また自然災害等に関する防災対策を考慮に入れた用地選定、財源確保等課題も多いところではございますが、長年の課題でございました本件につきましても着実に進展が見られるよう取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 答弁のほうを今度は逆にさせてもらって、旧赤間ホテルのほうからさせてもらいます。今村長の答弁で納得いくところたくさんあります。すぐに何かやれといってもその事業計画を立てながらやっていかなければならないので、次の振興法の中で振興事業として何か盛り込んでいきたいなということは考えるのだろうかと、それは私もそう思います。ただ、もう30年以上ですかね、ずっとあそこに船が入ってくるころ、よく目立つホテルがありまして、時々お客さんからあそこは幾らぐらいですかねとか聞かれるんですが、泊まることはできませんよというふうなことを何度か話したことがあります。廃墟をあのままにしておくことは防犯上、またいろいろなことのリスクを村がずっと抱えてくるということなので、早く何かの利用をしていただきたいという願いが今回の質問です。

その中で、当時から保育園の並びで、福祉ゾーンでゾーニングをすれば高齢者の施設をどうかとかいろいろな当時から話がありました。ただあそこに、どうやって壊すんだとか、壊した後どうするんだとかという、どうするんだというのは壊したものをどこに持っていくんだとかそういう計画も立てなくてはならないということも存じておりました。これを契機に、村長が今言われたように検討委員会の中で今庁舎内でいろいろな利用について考えているということでありましたら、本当に村が必要であるものを必要なときにきちんとできるように予算を確保するためにも、振興事業のメニューの中にどうやってのつけていくかということも一つの判断として置きながら対応していただきたいということで今回その質問をさせていただきました。村長の答弁で十分でございますので、ありがとう

ございました。

次に、一番最初に話しました運賃を安くしてくださいねというのは、ぶっちゃけ村民皆そう思っているんですよ。隣町に行くというか、例えば小笠原の村民は海運会社から大変な補助を受けてやっただけなので割に安いんですけども、それでも割高なんですよ。だから、小笠原海運にしても伊豆諸島開発にしても会社そのものは割引率は大変大きなことをやっただけだと思います。だから会社をどうのこうのというのは大変酷なことだと思うし、企業が営業利益を出していくために頑張っているのだからそれはそれでどんどん頑張っただけで、そのサービスもよくしていただけてまたお客さんも呼んでいただきたいと思うんです。で、どうすればいいかという中で、こんな話はあれかなと思ったんですが、交付金制度があると、奄美ではそういうふうになっているというのになぜ小笠原ができないんだと。

奄美のほうでこの事業に当たる中で進めるときに、奄美群島振興開発特別措置法では奄美群島振興交付金制度を創設しました。こういうので、制度の趣旨は、奄美群島の厳しい地理的条件不利性を克服すべく、ソフト面を中心にみずからの責任で地域の裁量に基づく産業振興、雇用創出のための施策を後押しする交付金として創設いたしました。この交付金により、奄美群島の12の市町村が共同で策定した奄美群島成長戦略ビジョンの具現化を目指しますと、これが今度の交付金の趣旨なんですね。内容からすると小笠原と何ら変わらないということですよ。

その中に3点ありまして、奄美群島農林水産物輸送コストの支援、先ほど言いましたが、奄美群島航路・航空運賃軽減事業、また奄美群島交流事業喚起対策、この交流事業喚起対策というのは観光客の皆さんにも航空運賃を半額にしましょうというやつなんですね、結構大きなことをやっているんですよ。私の調べた中ではこれに30億円当たりついているのかな、もし違ったら訂正してほしいんですが。航路に当たっては2億円ぐらいと聞いているんですよ。だから、その部分の予算の中でやられているみたいなので、そういうことを担当の課長が研究していただいて次の振興事業の中にこの交付金制度を奄美を見習って創設し、また小笠原振興に役立てるんだと、こういう政策が要ると思うんですよ。

そういうところで、余りしゃべるとあれだから、樋口課長のほうから少し、今私の言ったことで間違っているところもあるかもわからないから、そういう流れの中でこれからどうやっていきたいかということ、勉強していくならしていくで答えていただきたいなど、よろしくをお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 今池田議員から奄美群島の振興交付金についていろいろご説明いただきました。私のほうでも法律制定後、奄美群島の交付金の仕組み、それから沖縄振興特別措置法の交付金の仕組み、そのあたりは今随時調べているところがございます。奄美につきましては、池田議員がお調べになってご説明していただいたとおりの仕組みでございまして、奄美の振興交付金では16種24事業を交付金を使って事業展開を図っていると。平成26年度の交付金の額としましては21億3,000万円という金額になっております。そのうちの2億円、3億円が交通運賃の負担軽減に活用されているという状況でございます。

村長の答弁にもありましたとおり、同じ特別措置法のもとで交付金という形、交付金につきましては奄美だけではなく沖縄もそうですし、離島振興法の中でも交付金制度は導入されております。タイミングと地域事情の違いで今回の法改正の中では小笠原は導入されませんでした。次の法延長の中で、今担当課としては交付金を前提としながら運賃低減以外の事業もどんな事業にどんな形で使えるかどうか、それから地域性の違いで小笠原独自の事業展開もその交付金の中でどういう形でできるかどうか、そういったことをこれから検討しつつ、次の法改正の中においてはその仕組みを反映させるべく努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） ありがとうございます。

東京都のほうもなぜこれを、私なぜこの質問を出したかという、振興事業の中の東京都の振興計画が、先ほどちょっと話しましたが、その中に今後5年間の取り組みの、取り組みという括弧書きの中に、定期航路の旅客運賃及び産業振興を支える貨物運賃については、住民生活の安定や観光産業の活性化に言及するため、運賃の低廉化に向け運航事業者等への支援策の導入について関係機関と調整する。だから、運航会社に支援をしていくというような部分が文章で出ております。この取り組みの中でそういうふうなことを話し合っていくということになっておりますので、ぜひそういう交付金制度の中でその運航会社の支援、なおかつそれが村民に寄与するという方向でぜひ進めてほしいんですよ。

ただ、この文章の中で見ていると、書いてあるけれどもどう取り組むかは全然書いていないんですよ。ですから、大変思っているけれどもやるかやらないかというところで行くと、やらない部類に入るくらいの文章だと僕は見ているので、ここはやっぱり村のほうから、

振興計画の中で一応うたってあるんですから、調整なりどうやって次に持っていくかということについてやっぱり今から努力していただきたい、このように思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） よろしいですか。

○6番（池田 望君） はい。

◇ 稲垣 勇 君

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 7番、稲垣 勇です。

1点、よろしくをお願いします。母島の金融状況についてでございます。

小笠原の農業協同組合は、平成13年に東京都の島しょ地区と合併し東京島しょ農業協同組合として設立され現在に至っております。ところが、平成26年6月に開催された総代会において、信用事業はJ Aバンク都信連に譲渡することが決定しました。さらには、各支店の一部廃止なども検討していると聞いており、島内でも一部の島民、組合員から心配の声が出ています。

特に、母島における信用事業は唯一の金融機関である東京島しょ農業協同組合がJ Aバンク及び簡易郵便事業の役割を果たしてきたと思いますが、こうした状況の中で、母島の金融状況の現状と今後について村ではどのように考えているのかお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

東京島しょ農業協同組合、いわゆる島しょ農協の信用事業譲渡につきましては、現在、全国規模で展開をしている農協改革の一環であり、J Aバンク都信連をはじめとする各関係機関との協議の上、判断されたことと認識はしております。

しかしながら、この譲渡により派生する可能性のある簡易郵便事業等の諸課題につきましては、島しょ農協内に有している一つの事業ということにとどまらず、地元母島島民の安心した生活に対する影響ということも懸念されることから、私自身、島しょ農協の上部団体である農林中央金庫に直接出向いたところでございます。そこに都信連並びにJ A島しょの方も同席をいただきまして、その結果、私が期待している方向性について確認ができ

たとともに、農林中央金庫主導によるスピード感を持った対応を促すことができたのではないかと感じているところでございます。

私どもが今回の問題を耳にしてからどのような行動をしてきたか、これらの経緯につきまして支所長に説明をさせます。その上でご審議をいただければと思います。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 稲垣議員のご質問に答弁させていただきます。

ご承知のように、昭和43年に小笠原諸島が返還され、母島においても昭和47年に帰島がない、その後、島民が一丸となって生活基盤等を整備してきたところでございます。この間、小笠原島農業協同組合は、母島における唯一の金融機関としてその役割を担ってきたのだと考えております。

この小笠原島農業協同組合は、昭和48年4月1日に開設され、翌年の昭和49年4月1日には農協における信用事業及び簡易郵便事業が開始されたところでございます。その後、平成13年4月1日に伊豆諸島と小笠原諸島の農協合併に伴い、東京島しょ農業協同組合、島しょ農協が設立され、小笠原父島支店及び母島店として発足し現在に至っているところでございます。また、母島におけます簡易郵便事業につきましては、直営による郵便局への格上げを村から要望してきたところでございます。

さて、母島における金融関係の現状と今後についてでございますが、この10月に日本郵便株式会社より村に対し報告・相談があり、本年6月に開催された島しょ農協第13回総代会において、信用事業を上部団体のJAバンク都信連に譲渡することが決まったため、島しょ農協が簡易郵便事業を継続して行うためには、改めて再申請をし、銀行代理業の許可を取得しなければならないということ、そしてそのためには時間的制約があることから、今後は島しょ農協だけを対象とするのではなく、一般公募をはじめとする他の方法についても考えていきたいという内容でございました。

母島での簡易郵便事業における信用事業は、島民にとって安定した生活をする上で必要不可欠であり、万が一にでも空白期間が生じるようなことがあってはなりません。村としてはその真意を確かめるべく、10月18日に副村長及び母島支所長である私が八丈島の島しょ農協本店に赴き、信用事業にかかわる意向について確認をしてまいりました。島しょ農協としては、簡易郵便事業の受託の継続を強く望んでいるが、上部組織の農林中央金庫及びJAバンク都信連から農協法に抵触するため、現状では継続できない旨指導されていると

のことでもございました。

村としては、島しょ農協以外の簡易郵便事業の受託者を探すという選択肢もございますが、既に事務所も整備され、教育を受けた経験豊富な職員を有しているということや母島島内で長年積み上げてきた安定した雇用形態の維持という観点、また安定した島民へのサービスの提供等を考慮したとき、島しょ農協が平成28年4月以降も引き続き受託することが妥当であるとの判断から、11月25日に村長が島しょ農協の監査室長とともに、農林中央金庫及びJAバンク都信連に対し継続して簡易郵便事業を受託することができるよう申し入れをするとともに、そのための方策はないか確認させていただいたところでございます。話し合いの中では、母島の事情をご理解いただくとともに、同様なケースが日本全国にもあることから、既に監督官庁である農林水産省に対し信用事業を譲渡した後も簡易郵便事業を継続できるよう農協法の法改正を求めているとの報告を受けたところでございます。今後も情勢を見きわめながら関係機関に対し働きかけを行っていく所存でございます。

一方、島しょ農協自体が有している信用事業のJAバンク都信連への譲渡につきましては、全国規模で展開している経営改善化策だと認識しておりますが、今現在、当議会でご報告できるような具体的な情報は得ておりません。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 現状は今村長と支所長から説明があったとおりでございます。母島簡易郵便事業は先ほど説明があったように、村からも直営による郵便事業の運営、さらに格上げを要望していたにもかかわらず、経営改善計画という名のもとにゆゆしき問題に発展しかねない状況に置かれています。このことが島民の不安につながっているんだろうと思います。私自身も承知しているところでございますが、また島しょ農協が簡易郵便事業を継続して受託したいという強い思いがあるにもかかわらず、上部団体が法律論のみで否定的な考え方をずっと今まで、これは最初から簡易郵便事業を小笠原農協の時代から早く同じ信用事業なのでやめなさいという指導を受けてきていたのも私自身農協の役員をやっていたのでそういう指導を受けた経緯はありますけれども、母島の実情を説明して何とか現在まで続けてきた経緯があります。

そこで村長が今回直接上部団体である農林中央金庫に出向いていただき、答弁にあったような一定の方向性を持った内容の答えをいただいて今報告があったわけですけれども、上部団体の考え方を表出しにして今後の成果につなげていっていただきたいと思っています。

しかしながら、まだ解決しなければならないこともたくさんあります。今回の村長の活動がより意義のあるものとするには、今後も情報収集に努め、状況によってはさらなる活動も必要だろうと思います。

私自身も上京するたびに東京都の産業労働局に行きまして、組合指導係の課長や部長等もいろいろ相談してきまして、議員として確かな情報を得ておかないと島民に説明することができないので、きちんとした正しい情報をくださいということで何回もこのことについて伺ってきた経緯があります。しかし、これからもまだこれが解決したわけではありませんので、村とともに私自身も情報収集に努めていきますけれども、さらに村としても情報収集、いい方向で母島の金融事業が安定した形で今後もいくよう努めていっていただきたいと思いますけれども、最後に村長の考えを聞かせてください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 全く稲垣議員のおっしゃったとおりです。格上げを望んでいたのに現状さえ危ないというこの話をいただいたとき、一体どうなっているんだと率直に思いました。ユニバーサルサービスを行っている事業者の矜持とか責任というのはどうなっているんだというのが率直な思いでございました。

早速八丈島のJAの本店に副村長と支所長に赴いてもらって事情を聞いたんですが、それから小一カ月たってもなかなかきちんとした話が聞けませんので、11月25日、支所長を伴って私が伺ったということでございます。一定の方向性ということでは、やっていきたいということはいいただきましたので、議員からご指摘がありましたように、今後のことは情報をきちんと把握するとともに、今の形でJA島しょにやっていただくのが一番いいと思っていますので、そのことが継続してかなうように私も努力をしますので、またご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 以上で一般質問は終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本日の会議を終了します。

次回は明日12月11日午後3時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時8分)

平成26年第4回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成26年12月11日（木曜日）午後3時30分開議

- 第 1 報告第15号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 2 報告第16号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 3 報告第17号 小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 4 報告第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 5 報告第19号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（専決処分）
- 第 6 議案第62号 小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第63号 小笠原村役場組織条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第64号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第65号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第10 議案第66号 小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第11 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第12 議案第68号 小笠原村防災会議条例の一部を改正する条例（案）
- 第13 議案第69号 小笠原村災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）
- 第14 議案第70号 小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第15 議案第71号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）
- 第16 議案第72号 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第17 議案第73号 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）

第 18 議案第 74 号 平成 26 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）（案）

第 19 議案第 75 号 平成 26 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）

第 20 議案第 76 号 平成 26 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）

第 21 発議第 8 号 議員の派遣について

追加日程

第 1 発議第 9 号 津波観測機器と震度計の設置を求める意見書（案）

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

欠席議員（なし）

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	渋谷正昭君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
自然管理員 専門委員	岩本誠君	建設水道課長	篠田千鶴男君
建設水道課 副参事	増山一清君	母島支所長	湯村義夫君
出納課長	菊池元弘君	教育課 課長補佐	大津源君

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第 1 5 号から報告第 1 8 号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 15 号から日程第 4、報告第 18 号までの報告 4 件を一括議題といたします。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、報告 4 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第 15 号から第 18 号までを一括して提出させていただきます。

報告第 15 号は議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）、報告第 16 号は特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）、報告第 17 号は小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）、報告第 18 号は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、2 ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

平成26年11月13日。小笠原村長、森下一男。

失礼しました、こちらが報告第15号でございます。

専決処分理由につきましては、報告第15号から第18号まで全て同じでございますので、最後に読み上げさせていただきます。

次に、6ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

平成26年11月13日。小笠原村長、森下一男。

次に、11ページでございます。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

平成26年11月13日。小笠原村長、森下一男。

次に、14ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

平成26年11月13日。小笠原村長、森下一男。

報告第15号から第18号の専決処分理由でございますが、人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村職員ほか議会、特別職、教育長でございますが、に係る規定を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかで

あると認め、専決処分するものであるということで、説明につきましては、要約して改正の概要で説明をさせていただきます。

まず、報告第15号から第17号は、期末手当の改正でございまして、平成26年12月期の支給から0.15カ月分引き上げるということで、その処理に必要なことから専決をさせていただきます。

また、報告第18号につきましては、給与表の改定ということで、こちらは平成26年4月1日から遡及適用し、平均0.3%の引き上げでございます。

また、初任給調整手当の引き上げ、こちらも平成26年4月1日遡及適用で、医師、歯科医師に支給する初任給調整手当の上限額を1,300円引き上げております。

次に、通勤手当の改正で、こちらも平成26年4月1日遡及適用で、交通用具使用者に対する通勤手当の月額を使用距離の区分に応じそれぞれ100円から2,600円までの幅で引き上げております。

次に、勤勉手当の改正でございしますが、こちらは平成26年12月期の手当からの改正で、0.15月分引き上げで、再任用職員については0.05月分引き上げでございます。

次に、平成27年3月31日までの昇給幅の抑制ということで、標準昇給数、通常「4」でございしますが、それを「3」にするというものでございます。

概要について説明させていただきました。

報告は以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。報告第15号から報告第18号までの報告4件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

報告第15号から報告第18号までに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 次に、日程第5、報告第19号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第19号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

73ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（別紙）。

平成26年11月21日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

衆議院議員選挙の執行のため、予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

続きまして、75ページをお開きください。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ421万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ40億7,884万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日。小笠原村長、森下一男。

76ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。次の77ページが歳出で、こちらは款項ごとの補正内訳でございます。

説明につきましては、別冊の予算説明書のほうで説明をさせていただきたいと存じます。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算説明書（第3号）でございます。

2ページ目、お開きください。

第1、歳入歳出予算補正。左側の2ページが歳入、右側の3ページが歳出の総括でございます。

次の4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます。

都支出金、都委託金、総務費都委託金、衆議院議員選挙費の421万3,000円につきましては、衆議院議員選挙費都委託金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額40億7,462万7,000円、補正額421万3,000円、計40億7,884万円でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。歳入と同様の説明をさせていただきます。

総務費、選挙費、衆議院議員選挙費、報酬の19万4,000円、職員手当等194万4,000円、旅費17万7,000円、需用費26万1,000円、役務費19万7,000円、委託料15万4,000円、使用料及び賃借料35万7,000円、工事請負費92万9,000円、8節の合計421万3,000円、こちらは委員報酬、職員人件費、選挙事務費を計上したものでございます。

歳出合計、既定額40億7,462万7,000円、補正額421万3,000円、計40億7,884万円。

説明につきましては以上でございます。

ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

報告第19号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第6、議案第62号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第62号 小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

環境政策の推進及び保育園の運営体制の整備を図るため、職員定数を2名増員する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 3ページをお開きください。

小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村職員定数条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「117人」を「119人」に改め、同項中「122人」を「124人」に改め、同条第2項中「結核休養」を削り、同条第3項中「結核休養」を削る。

附則。

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この改正の中で結核休養に関しましては、前回条例改正を行った中で改正漏れがございましたので、加えさせていただいております。

新旧対照表を次のページに提示しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(佐々木幸美君) これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第62号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第7、議案第63号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第63号 小笠原村役場組織条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

環境政策の推進を図るために環境課を新設する必要性が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 6ページをお開きください。

小笠原村役場組織条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村役場組織条例（昭和45年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第158条第7項」を「第158条第1項」に改める。

第2条、産業観光課の段落の次に次の段落を加える。

環境課。

第3条、総務課の段落中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条産業観光課の段落の次に次の段落を加える。

環境課（1）環境保全に関すること。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表を7ページから9ページに提示しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

池田 望君。

○6番（池田 望君） 9月の定例会でも少しお話を伺ってございました。実際もう条例も改正してスタートしようということなのですが、環境課の所管する業務を教えていただけますか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 今回の改正の中にもありますが、現在総務課、特に企画政策室の中で抱えております世界遺産の登録に絡んで出てきましたさまざまな業務、どちらかというと実務的な業務が増えてまいりましたので、1つの課に独立させて担わせたいというふうに思っております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） そうすると、塵芥処理だとかそういうやつは環境課のほうにいくくりにするということではないんですか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 来年度の環境課のスタートの時点での検討の中には入りましたが、所管している建設水道課等とも相談をし、今抱えている課題をある程度もう少し今の建設水道課の中でめどをつけてからという、再度検討しようということになっております。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第63号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第8、議案第64号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第64号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当に係る規定を改正する必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 11ページをお開きください。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行するという内容でございまして、先ほどの専決で今年度につきましては12月分を0.15月分引き上げましたが、人事院勧告の中でそれを来年度は6月分と12月分でそれぞれ0.075ずつに振り分けるということになっております。したがって、6月分の100分の140に100分の7.5を加え、12月分の100分の170から100分の7.5を引いた数字に改めるというものでございます。

次の12ページに新旧対照表を提示しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第64号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第9、議案第65号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第65号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の期末手当に係る規定を改正する必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 14ページをお開きください。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書き中「100分の140、」を「100分の147.5、」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

内容としては先ほどの議員の内容と同じでございます。

次の15ページに新旧対照表を提示しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第65号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第10、議案第66号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第66号 小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村教育委員会教育長の期末手当に係る規定を改正する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、渋谷君。

○総務課長(渋谷正昭君) 17ページをお開きください。

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(案)。

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和54年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書き中「100分の140、」を「100分の147.5、」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

内容は議案第65号と同じでございます。

18ページに新旧対照表を提示しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第66号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第11、議案第67号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村職員の給与に係る規定を改正する必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） この条例につきましては、20ページから43ページまで長文にわたるため、議案の説明資料により概要を説明させていただきたいと思います。

先ほどの専決処分とあわせて今回の一連の職員の給与改定が行われておりますが、小笠原村では人事院勧告によって改正された国の給与に準じているということでそれに合わせての改正でございますが、人事院では給与制度の総合的な見直しを行いまして、専決処分の今年度につきましては給与をアップさせておりますが、来年度にわたっての今回の勧告また国の改正になっておりまして、来年度においては給与表を下げまして、日本全体の地域の中での地域手当で上げ下げをするというような内容になっております。

したがいまして、来年度からの給与改正のこの条例案につきましては、給与表の改正で平均2%の引き下げになっております。

また、管理職特別勤務手当の支給区分の追加というのがございまして、休日等以外の日において臨時または緊急に必要により勤務時間外に勤務した場合の支給区分というのが1回当たり3,500円というのが設定されます。こちらは災害等での出勤、出勤で深夜から早朝にわたる場合が具体的に支給される対象になる予定でございます。

また、地域手当の改正ということで、小笠原で該当するのは東京連絡事務所勤務に当たる職員については地域手当の率の引き下げというのが行われます。18%から20%となります。また、小笠原の職員につきましては地域手当の対象となっておりませんので、給与の引き下げということになります。

次に、単身赴任手当の改正ということで、単身赴任手当の支給対象に再任用職員を加えるということ、また単身赴任手当の基礎額及び加算額の引き上げということで、単身赴任手当基礎額を「2万3,000円」から「3万円」に、加算額上限が「4万5,000円」から「7万円」となっております。こちらにつきましては現状支給対象者はありません。

勤勉手当の改正でございますが、こちらにつきましては先ほどの前の議案と同じで0.15月分を6月と12月にそれぞれ0.075に振り分けるというものでございます。

あわせて、今回の改正に沿って過去の条ずれなどの整理をさせていただいております。

改正としましては、平成27年4月1日からの施行となっております。

説明については以上でございます。

新旧対照表が44ページから76ページまで提示しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第67号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号及び議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第12、議案第68号から日程第13、議案第69号までの議案2件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、議案2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第68号から第69号までを一括して提出させていただきます。

議案第68号は小笠原村防災会議条例の一部を改正する条例(案)、議案第69号は小笠原村災害対策本部条例の一部を改正する条例(案)でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、渋谷君。

○総務課長(渋谷正昭君) それでは、78ページをまずお開きください。

小笠原村防災会議条例の一部を改正する条例(案)。

小笠原村防災会議条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。

第3条第5項に次の1号を加える。

(8) 輸送通信等災害応急活動にあたり、小笠原村において、重要な役割を有する公益事業を営む公社会社等の役員又は職員。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

前段の改正については災害対策基本法の改正に伴うもので、追加の3条8号の部分につきましては、防災会議のメンバーに入っております小笠原海運の方の選出根拠として今まできちんと整備されておりましたので、新たに加えたものでございます。

次に、81ページをお開きください。

小笠原村災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村災害対策本部条例（昭和60年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

それぞれ79ページ、82ページに新旧対照表を提示しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。議案第68号から議案第69号までの議案2件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第68号から議案第69号までの賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第14、議案第70号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第70号 小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部改正に伴い、関係条文を改正する必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 84ページをお開きください。

小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村国民健康保険条例（昭和43年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「39万円」を「40万4,000円」に、「3万円」を「1万6,000円」に改める。

附則。

第1条、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

第2条、改正後の小笠原村国民健康保険条例の規定は、施行日以降に出産した場合に適用し、施行日以前に出産した被保険者に係る出産一時金の額については、なお従前の例による。

新旧対照表を85ページに提示しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第70号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第15、議案第71号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第71号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算(第4号)(案)。

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) ご説明いたします。

88ページをお開きください。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,316万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ41億2,200万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

89ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次ページ、91ページから92ページにかけて歳出の補正内訳がございます。

説明につきましては、予算説明書の中でさせていただきます。

恐れ入ります、先ほどの専決と同様に、説明書のほうは別冊でご用意させていただいております。予算説明書のほうをご覧ください。

1 ページでございます。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算説明書（第4号）でございます。

次の2ページ、3ページが款別の補正内訳となっております。2ページが歳入、3ページが歳出でございます。

次の4ページ、5ページをお開きください。

歳入歳出とも款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

国有提供施設等所在市町村助成交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金のマイナス259万3,000円につきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金の減額分を計上したものでございます。

項、施設等所在市町村調整交付金、施設等所在市町村調整交付金、施設等所在市町村調整交付金の113万6,000円につきましては、施設等所在市町村調整交付金増額分を計上したものでございます。

使用料及び手数料、使用料、民生使用料、保育料の95万5,000円につきましては、父島保育園の保育料増額分を計上したものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、母子衛生費の40万円につきましては、母子衛生費等国庫負担金、内容は養育医療のものでございます。こちらの増額分を計上したものでございます。

項、国庫補助金、総務費国庫補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金の1,046万円につ

きましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金増額分を計上したものでございます。

目、民生費国庫補助金、年金生活者支援給付金の26万円につきましては、年金生活者の支援給付金の支給に関する法律、こちらは来年度10月1日に施行となるものでございますけれども、その準備に係る事務費として26万円を計上したものでございます。

都支出金、都負担金、衛生費都負担金、母子衛生費の20万円につきましては、母子衛生費等都負担金、養育医療の都の負担金の部分でございます。こちらの増額分を計上したものでございます。

項、都補助金、総務費都補助金、市町村総合交付金の3,304万8,000円につきましては、市町村総合交付金増額分を計上したものでございます。

項、都委託金、総務費都委託金、統計調査費の5万2,000円につきましては、来年平成27年が国勢調査の年になります。今年度平成26年度におきましては調査区の設定をするための事務経費をいただくためにこの5万2,000円を計上したものでございます。

目、衛生費都委託金、環境衛生費の249万9,000円につきましては、海岸漂着物等対策費都委託金を計上したものでございます。

諸収入、雑入、雑入、雑入のマイナス325万6,000円につきましては、内訳といたしましては、今年度当初予定してございました沖ノ鳥島視察事業中止に伴いまして参加者から参加費としていただく予定をしておりました負担金426万円を減額したものでございます。

恐れ入りますが、次のページ、6、7ページをお開きください。

また、平成25年度の心身障害者の医療費の助成制度の扶助費の返還金として4,000円、また、1964年東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業費の助成金といたしまして100万円を計上させていただいております。

歳入合計、既定額40億7,884万円、補正額4,316万1,000円、計41億2,200万1,000円。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

議会費、議会費、報酬の25万円につきましては、議員等報酬の増額分を計上したものでございます。給料の2万1,000円、職員手当等の12万5,000円、共済費の2万7,000円、負担金補助及び交付金の4,000円、4節の計17万7,000円につきましては、一般職人件費の増額分を計上したものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、給料の67万7,000円、職員手当等の462万5,000円、共

済費の94万2,000円、一つ飛びまして負担金補助及び交付金の57万6,000円、こちらの4節の計682万円につきましては、特別職及び一般職のPersonnel費増額分を計上したものでございます。

需用費の108万8,000円、こちらの内訳につきましては、庁舎管理の増額分とございますのは、値上げが実施されております電気代の不足分、庁舎、それから次のテレビ事業でございますけれども、父島・母島のテレビ局舎、それぞれ電気代といたしまして56万3,000円、52万5,000円を増額計上させていただいたものでございます。

目、文書広報費、工事請負費の219万2,000円につきましては、母島静沢分譲地の波止場から参りますと手前側の入り口側でございますけれども、掲示板がございます。この掲示板は老朽化によりかなり傷んでございます。こちらの役場前、母島の支所前がございますLEDの掲示板と交換をするための経費を計上させていただいております。

目、企画費、報酬のマイナス10万4,000円、旅費のマイナス14万円、需用費のマイナス130万7,000円、役務費のマイナス12万6,000円、委託料のマイナス75万6,000円、使用料及び賃借料のマイナス1,914万6,000円、6節の計マイナス2,157万9,000円につきましては、沖ノ鳥島の視察事業中止に伴う減額分を計上させていただいております。

続きまして、目、支所費につきましては、市町村総合交付金減額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

歳入の中で、総合交付金につきましては3,300万円ほどの増額補正をいたしております。総合交付金は当初予算におきまして事業等に合わせた予定として財源を充て込んでございます。現時点で事業の執行状況に合わせて総合交付金を整理したのもでございます関係で、この後まだ幾つか出てまいりますけれども、科目のみで市町村総合交付金の増減をもとに財源更正をさせていただいております科目がこの後も幾つか出てございますので、よろしくお願いをいたします。

目、防災諸費、こちらは市町村総合交付金減額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

目、情報センター運営費、需用費73万2,000円につきましては、こちらも情報センターの電気代の増額分を計上させていただいたものでございます。

目、バス事業費、こちらは総合交付金マイナスに伴いまして財源更正。

続きまして、項、徴税费、賦課徴収費につきましては、市町村総合交付金減額に伴いまし

て財源更正をいたしております。

項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、委託料の156万3,000円につきましては、総合行政システム経費の増額分、住基ネットのバージョンアップに要する経費といたしまして156万3,000円を計上させていただいております。

項、統計調査費、統計調査総務費、旅費の5万2,000円につきましては、先ほど歳入でも出てまいりました国勢調査の事務経費増額分を計上させていただいております。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費につきましては、総合交付金減額に伴いまして財源更正。

次の目、村民会館管理費、こちらは市町村総合交付金増額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

目、地域福祉センター管理費、需用費の120万円につきましては、福祉センターの電気、水道等増額分を計上させていただいております。

目、有料老人ホーム運営費、給料23万3,000円、職員手当等42万3,000円、共済費22万3,000円、次のページお開きください。負担金補助及び交付金の3万2,000円、4節の合計91万1,000円につきましては、一般職員人件費増額分を計上させていただいております。

続きまして、目、国民健康保険費、繰出金の2,335万7,000円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金を計上させていただいております。

次、目、介護保険費、繰出金の5万8,000円につきましては、介護保険（介護サービス事業勘定）への繰出金増額分を計上させていただいております。

目、母島高齢者在宅サービスセンター管理費、工事請負費の62万7,000円につきましては、母島の高齢者在宅サービスセンターのトイレに手すりを設置するための経費を計上させていただいております。

項、児童福祉費、保育所費の給料8万7,000円、職員手当等36万7,000円、共済費8万9,000円、一つ飛びまして負担金補助及び交付金の1万7,000円、この4節の計56万円につきましては、一般職員の人件費の増額分を計上させていただいております。

需用費の133万円につきましては、電気、水道また今年度給食に使用いたします食材費、こちらのほうが高騰をした時期がございます関係で園児への給食費にもあわせまして今回電気、水道、給食費で133万円の増額計上をさせていただいております。

へき地保育所運営費、給料5万3,000円、職員手当等19万円、共済費4万8,000円、負担金補助及び交付金8,000円、4節の計29万9,000円につきましては、一般職員人件費増額分を

計上したものでございます。

項、国民年金費、国民年金事務取扱費、委託料の26万円につきましては、国民年金事務費、こちら先ほど歳入のほうでも説明をさせていただいております平成27年10月1日制度施行に先駆けましてシステムのバージョンアップをするための経費を計上させていただいております。

衛生費、保健衛生費、母子衛生費、扶助費の80万円につきましては、養育医療の給付事業費増額分を計上させていただいております。

次の14ページ、15ページをお開きください。

目、シロアリ対策費、委託料の298万4,000円、こちらにつきましてはシロアリ対策事業費、母島の対策を重点的に実施していることもございまして今年度経費に不足が生じてございます。298万4,000円増額計上をさせていただいております。

続きまして、目、墓園費、こちらは市町村総合交付金マイナスに伴いまして財源更正をさせていただいております。

目、火葬場管理費、工事請負費の11万6,000円につきましては、父島の火葬場の非常用の自家発バッテリー、使用期限切れに伴いまして更新をさせていただくため計上をさせていただいております。

目、診療所運営費、給料40万2,000円、職員手当等126万8,000円、共済費36万4,000円、負担金補助及び交付金7万円、4節210万4,000円につきましては、一般職人件費の増額分を計上させていただいております。

項、清掃費、塵芥処理費、需用費の103万6,000円、役務費の442万8,000円、委託料850万9,000円、工事請負費207万8,000円、塵芥処理事業に要する経費といたしまして4節の計840万1,000円を計上させていただいております。内容といたしましては、ほかの施設と同様、電気代の増額分が103万6,000円、それから今年度完成いたします新浄水場からクリーンセンターへ冷却用の水の管を設置するための経費といたしまして78万9,000円、また海岸漂着物ほか処分経費として230万1,000円、また父島奥村にございます家電リサイクルの保管用のコンテナ、40フィートコンテナを1つ解体する予定がございます。128万9,000円。それから昨年大島でございました災害で使用されておりましたコンテナ、こちらを9基小笠原のほうで譲渡を受けることにいたしております。この譲渡に伴いまして海上ほか運送に要する経費298万6,000円、このような経費を計上させていただいております。

続きまして、目、下水道費、繰出金マイナス721万3,000円につきましては、下水道事業特

別会計への繰出金減額分を計上したものでございます。

目、浄化槽費、繰出金のマイナス11万9,000円、浄化槽事業特別会計への繰出金減額分を計上いたしております。

項、上水道費、簡易水道費、繰出金の215万7,000円につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金増額分を計上させていただいております。

農林水産業費、水産業費、水産業振興費、こちらは総合交付金増額に伴い財源更正をさせていただいております。

続きまして、次の16ページ、17ページをお開きください。

商工費、商工費、観光費、総合交付金の減額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

次の目、観光振興費、こちらは総合交付金増額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費、総合交付金減額に伴いまして財源更正。

次の目、道路整備費、こちらは総合交付金増額に伴いまして財源更正をそれぞれさせていただいております。

項、都市計画費、都市計画総務費、こちらが総合交付金減額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

項、公園費、公園管理費、需用費の90万2,000円につきましては、硫黄島の平和祈念墓地公園の管理経費の増額分、内容といたしましては、公園管理に伴いますへの燃料代増額分を計上しております。

教育費、教育総務費、事務局費、職員手当等の9万1,000円、共済費の2万円、負担金補助及び交付金の6,000円、3節の計11万7,000円につきましては、職員人件費、特別職、一般職の人件費増額分を計上させていただいております。

恐れ入ります、18ページ、19ページをお開きください。

項、小学校費、学校管理費につきましては総合交付金増額に伴いまして財源更正。

目、教育振興費の需用費につきましては、小笠原小学校それから母島小学校の教材購入の経費の増額分、それぞれ増額。教科書の指導書を購入するための経費といたしまして189万4,000円を計上させていただいております。

項、中学校費、学校管理費、総合交付金増額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

項、保健体育費、保健体育総務費の需用費でございますけれども、103万5,000円につきましては、オリンピック・パラリンピック事業費といたしまして父島・母島交流スポーツ大会、父島のロードレース大会、母島小中学校のロードレース大会、それぞれの事業にあわせてタオル、キャップ、Tシャツ等を購入する経費を計上しております。

目、体育施設費、市町村総合交付金のこちらは増額に伴いまして財源更正。

公債費、公債費、利子、償還金利子及び割引料のマイナス37万8,000円につきましては、財政投融资の資金のこちらは利子の減額分を計上させていただいております。

諸支出金、基金費、その他基金費、積立金1,046万円につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金増額分を計上したものでございます。

項、諸費、都支出金返納金、償還金利子及び割引料の4,000円につきましては、都支出金の返納金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額40億7,884万円、補正額4,316万1,000円、計41億2,200万1,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第71号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号から議案第76号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第16、議案第72号から日程第20、議案第76号までの議案5件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第72号から第76号までを一括して提出させていただきます。

議案第72号は平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）、議案第73号は平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）、議案第74号は平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）（案）、議案第75号は平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）、議案第76号は平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、平成26年度の特別会計の補正予算5件を説明させていただきます。

94ページをお開きください。

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,335万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,283万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

95ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の96ページに歳

出の補正内訳がございます。

後ほど5つの特別会計補正予算説明書におきまして詳細説明をさせていただきたいと存じます。

99ページをお開きください。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,137万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億484万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

次の100ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の101ページに歳出がございます。

102ページお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。起債の目的、簡易水道事業整備債、補正前、補正後で変更ございましたのが限度額でございます。補正前720万円、補正後920万円、200万円の増でございます。

続きまして、105ページをお開きください。

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,911万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

106ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の107ページに歳出がございます。

110ページ、お開きください。

平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,443万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,023万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

111ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の112ページが歳出となっております。

115ページをお開きください。

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,467万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日。小笠原村長、森下一男。

116ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の117ページが歳出となっております。

恐れ入ります。先ほどの一般会計と同様に、別冊になってございます予算説明書におきまして詳細な説明をさせていただきます。

24ページ、25ページをお開きください。

まず国民健康保険特別会計でございます。

24、25ページに歳入歳出の予算補正、総括がございます。

26ページをお開きください。

まず歳入からでございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の2,335万7,000円につきましては、その他一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2億8,947万7,000円、補正額2,335万7,000円、計3億1,283万4,000円。

28、29ページをお開きください。

歳出でございます。

保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費、負担金補助及び交付金の353万円につきましては、一般被保険者高額療養費増額分を計上したものでございます。

後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金、負担金補助及び交付金の1,926万8,000円につきましては、後期高齢者支援金増額分を計上したものでございます。

前期高齢者納付金等、前期高齢者納付金等、前期高齢者納付金、負担金補助及び交付金のマイナス452万4,000円につきましては、前期高齢者納付金減額分を計上したものでございます。

共同事業拠出金、共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、負担金補助及び交付金の103万6,000円につきましては、高額医療費共同事業拠出金増額分を計上したものでございます。

目、保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及び交付金の404万7,000円につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額2億8,947万7,000円、補正額2,335万7,000円、計3億1,283万4,000円。

続きまして、32ページお開きください。

簡易水道事業特別会計の歳入歳出補正予算、総括でございます。

次の34、35ページをお開きください。

まず歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道整備事業国庫補助金、簡易水道整備事業費721万8,000

円につきましては、簡易水道整備事業費増額分を計上したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金215万7,000円につきましては、一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

村債、村債、簡易水道事業整備債、簡易水道事業整備債200万円につきましては、簡易水道事業整備債増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 1 億9,346万6,000円、補正額1,137万5,000円、計 2 億484万1,000円。

36、37ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、総務管理費、職員手当等25万3,000円、共済費 5 万4,000円、負担金補助及び交付金6,000円、この 3 節の合計31万3,000円につきましては、職員人件費増額分を計上したものでございます。

建設改良費、建設改良費、建設改良費、需用費の28万4,000円、工事請負費の1,415万2,000円、2 節の合計1,443万6,000円につきましては、簡易水道施設整備費増額分を計上したものでございます。

公債費、公債費、利子、償還金利子及び割引料のマイナス337万4,000円につきましては、財政投融资資金の減額分、これは利子分の減額がマイナスの337万4,000円でございます。

歳出合計、既定額 1 億9,346万6,000円、補正額1,137万5,000円、計 2 億484万1,000円。

続きまして、40ページ、41ページをお開きください。

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計の補正の総括でございます。

42、43ページをお開きください。

まず歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金の 5 万8,000円につきましては、一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 1 億6,905万2,000円、補正額 5 万8,000円、計 1 億6,911万円。

次の44、45ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、施設管理費、一般管理費、職員手当等 4 万5,000円、共済費 1 万1,000円、負担金補助及び交付金2,000円、3 節の計 5 万8,000円につきましては、人件費の増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額 1 億6,905万2,000円、補正額 5 万8,000円、計 1 億6,911万円でございます。

す。

続きまして、48、49ページをお開きください。

下水道事業特別会計の歳入歳出予算補正、総括でございます。

50ページ、51ページをお開きください。

国庫支出金、国庫補助金、地域し尿処理施設整備国庫補助金、地域し尿処理施設整備費マイナスの721万8,000円につきましては、地域し尿処理施設整備費減額分を計上したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス721万3,000円につきましては、一般会計繰入金減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2億7,466万3,000円、補正額マイナス1,443万1,000円、計2億6,023万2,000円でございます。

続きまして、52、53ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、総務管理費、給料の3万1,000円、職員手当等の10万3,000円、共済費の4万5,000円、負担金補助及び交付金の4,000円、4節の計18万3,000円につきましては、一般職人件費増額分を計上したものでございます。

建設改良費、建設改良費、建設改良費、委託料のマイナス540万円、工事請負費のマイナス903万6,000円、2節の合計マイナスの1,443万6,000円につきましては、振興開発事業地域し尿処理施設整備費の減額分を計上したものでございます。

公債費、公債費、利子、償還金利子及び割引料のマイナス17万8,000円につきましては、財政投融资資金の利子の減額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額2億7,466万3,000円、補正額マイナス1,443万1,000円、計2億6,023万2,000円。

続きまして、56、57ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計補正予算の歳入歳出、総括でございます。

58、59ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金マイナス11万9,000円につきましては、一般会計からの繰入金減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額1,479万3,000円、補正額マイナス11万9,000円、計1,467万4,000円でご

ざいます。

60ページ、61ページをお開きください。

歳出でございます。

公債費、公債費、利子、償還金利子及び割引料のマイナス11万9,000円につきましては、財政投融资資金の利子の減額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額1,479万3,000円、補正額マイナス11万9,000円、計1,467万4,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。議案第72号から議案第76号までの議案5件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第72号から議案第76号までに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、説明、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第21、発議第8号を議題といたします。

会議規則第122条の規定により、議員の派遣についてお諮りします。

事務局長に内容を説明させます。

事務局長、セーボレー君。

○事務局長（セーボレー孝君） ご説明いたします。

発議第8号 議員の派遣について（案）。

次のとおり議員を派遣する。

- 1、派遣目的、中国密漁船団に関する要望並びに津波対策等に関する要望。
- 2、派遣場所、国土交通省、農林水産省、外務省、東京都ほかでございます。
- 3、派遣期間、平成27年2月17日火曜日から2月27日金曜日まででございます。
- 4、派遣議員、佐々木幸美議長外議員7名でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） ただいまの説明の内容のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（佐々木幸美君） 次に、日程の追加についてお諮りします。

発議第9号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、発議第9号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 追加日程第1、発議第9号 津波観測機器と震度計の設置を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 発議第9号、平成26年12月11日。小笠原村議会議長、佐々木幸美殿。提出者、小笠原村議会議員、一木重夫。賛成者、小笠原村議会議員、池田 望。

津波観測機器と震度計の設置を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

国に対して、小笠原村民等の安心と安全の確保のために、母島及び小笠原諸島周辺海域に潮位計等の津波観測機器を、また、硫黄島に震度計を早期に設置することを求めるため、本案を提出する。

趣旨説明は、意見書（案）の朗読にかえさせていただきます。

津波観測機器と震度計の設置を求める意見書（案）。

平成21年1月、ニューギニア付近で発生した津波は、気象庁の津波注意報発令前に父島に到達した。母島では護岸工事の時に津波観測機器が撤去されたままになっている。母島以南に津波観測機器が設置されていれば、このような危険な事態を防げたはずである。遡れば、1826年及び1872年に小笠原では3～6mの近地津波が発生した記録が残っている。

日本国内で観測されたM7.5以上の地震の12%は、小笠原諸島周辺海域で発生している。さらに本年になって西之島では火山活動が活発化し、島の崩落により父島に1m以上の津波が襲来する危険性が指摘されている。

小笠原村民の安心と安全の確保のために、母島及び小笠原諸島周辺海域に潮位計等の津波観測機器を早期に設置することを求める。

硫黄島には震度計が設置されていない。硫黄島近海では最近10年間でも、M6以上の地震が4回発生している。1995年にM7.5、2000年にはM7.9の大地震が発生した。現在硫黄島に派遣されている500名の自衛隊員・民間企業の職員、硫黄島近海の漁業従事者、並びに彼らの家族は、どのくらいの震度なのか揺れの大きさが判らない。早期に硫黄島に震度計を設置することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年12月11日。小笠原村議会議長、佐々木幸美。

衆議院議長、参議院議長、国土交通大臣、気象庁長官宛て。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 提案者の説明は終わりました。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

発議第9号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長(佐々木幸美君) 次に、議会運営委員会、総務委員会、小笠原空港開設・航路改善特別委員会、硫黄島調査特別委員会より所管の事務及び調査中の事件について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(佐々木幸美君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第4回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後5時4分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年 月 日

議 長 佐々木 幸 美

副 議 長 鯉 江 満

署 名 議 員 高 橋 研 史

署 名 議 員 稲 垣 勇

議案等審議結果表

第 4 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 26 年 12 月 10 日、11 日）

議決月日（平成 26 年 12 月 11 日）

議案番号	件 名	審議結果
報告第 15 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 16 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 17 号	小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 18 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 19 号	平成 26 年度小笠原村一般会計補正予算（第 3 号） （専決処分）	原案承認
議案第 62 号	小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 63 号	小笠原村役場組織条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 64 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 65 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 66 号	小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 67 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第68号	小笠原村防災会議条例の一部を改正する条例(案)	原案可決
議案第69号	小笠原村災害対策本部条例の一部を改正する条例(案)	原案可決
議案第70号	小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)	原案可決
議案第71号	平成26年度小笠原村一般会計補正予算(第4号)(案)	原案可決
議案第72号	平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)	原案可決
議案第73号	平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)	原案可決
議案第74号	平成26年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)(案)	原案可決
議案第75号	平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)	原案可決
議案第76号	平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)(案)	原案可決
発議第8号	議員の派遣について	原案可決
発議第9号	津波観測機器と震度計の設置を求める意見書(案)	原案可決

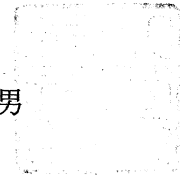
別

冊

26小笠原総第1437号
平成26年11月25日

小笠原村議会議長
佐々木 幸美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成26年第4回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

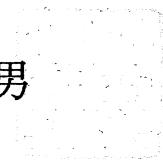
本日、別紙写しのとおり、平成26年第4回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第22号

平成26年第4回小笠原村議会定例会を下記のとおり
招集する。

平成26年11月25日

小笠原村長 森 下 一 男



記

- 1 期 日 平成26年12月10日
- 2 場 所 小笠原村議会議事堂

26 小笠原議第 120 号
平成 26 年 11 月 25 日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

平成 26 年第 4 回小笠原村議会定例会の招集について

平成 26 年 11 月 25 日付 26 小笠原総第 1437 号により、平成 26 年小笠原村告示第 22 号をもって、平成 26 年 12 月 10 日、平成 26 年第 4 回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午前 10 時開会といたします。

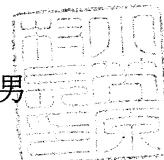
記

1. 開催日時 平成 26 年 12 月 10 日 (水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26小笠原総第1514号
平成26年12月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成26年第4回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- | | |
|--------|--|
| 議案第62号 | 小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第63号 | 小笠原村役場組織条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第64号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第65号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第66号 | 小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第67号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第68号 | 小笠原村防災会議条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第69号 | 小笠原村災害対策本部条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第70号 | 小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第71号 | 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案） |
| 議案第72号 | 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案） |
| 議案第73号 | 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案） |
| 議案第74号 | 平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計 |

補正予算（第2号）（案）

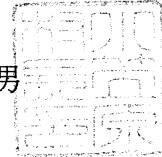
議案第75号 平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第76号 平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）

26小笠原総第1513号
平成26年12月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



専決した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決した
下記事件を、同条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 報告第15号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 報告第16号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 報告第17号 小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 報告第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 報告第19号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（専決処分）

26 小笠原議第 121 号
平成 26 年 11 月 25 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年第 4 回小笠原村議会定例会に平成 26 年 1 月 8 日付 25 小笠原総第 1819 号及び 25 小笠原総第 1820 号、平成 26 年 4 月 1 日付 26 小笠原総第 51 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 26 年 12 月 10 日(水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26 小笠原議第 121 号
平成 26 年 11 月 25 日

小笠原村教育委員会
教育長 伊藤直樹 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年第 4 回小笠原村議会定例会に平成 26 年 1 月 6 日付 25 小笠原教第 590 号及び平成 26 年 4 月 1 日付 26 小笠原教第 37 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

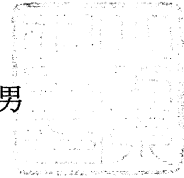
記

1. 開催日時 平成 26 年 12 月 10 日(水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26小笠原総第1485号
平成26年11月28日

小笠原村議会議長
佐々木 幸美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成26年11月25日付26小笠原議第121号により要求のありました平成26年第4回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席	
村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	渋谷 正 昭
総務課副参事	鈴木 敏 之
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
建設水道課長	篠 田 千鶴男
建設水道課副参事	増 山 一 清
母島支所長	湯 村 義 夫
出納課長	菊 池 元 弘
自然管理専門委員	岩 本 誠

26小笠原教第462号
平成26年11月26日

小笠原村議会
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原教育委員会
教育長 伊藤 直樹



説明員の出席要求について(回答)

標記の件について、平成26年11月25日付26小笠原議第121号
(平成26年度第4回小笠原村議会定例会)により要求のありました説明
員は、以下のとおりです。

記

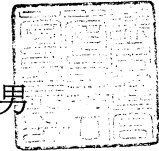
教 育 長 伊 藤 直 樹

教育課課長補佐 大 津 源

平成 26 年 12 月 9 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

議会運営委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

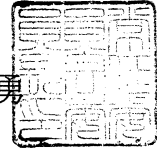
記

- 1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成 26 年 12 月 11 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

総務委員会
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

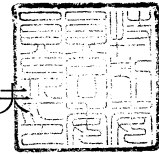
1. 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成 26 年 12 月 11 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

硫黄島調査特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

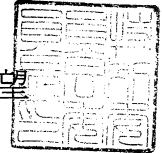
記

- 1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

平成 26 年 12 月 11 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原空港開設・航路改善特別委員会
委員長 池田 望



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 小笠原空港開設の推進及び航路改善について

議 案 の 部

報告第15号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

平成26年11月13日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当に係る規定を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

報告第16号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成26年11月13日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の職員の期末手当に係る規定を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分するものである。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

報告第17号

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

平成26年11月13日

小笠原村長
森 下 一 男

専決処分理由

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村教育委員会教育長の期末手当に係る規定を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分するものである。

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和54年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

報告第18号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成26年11月13日

小笠原村長
森 下 一 男

専決処分理由

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村職員の給与に係る規定を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「410,900円」を「412,200円」に改める。

第12条第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改める。

第21条第2項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同条第4項中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	

15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200

50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100

85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600
86	241,000	295,900	344,000	383,900	
87	241,700	296,200	344,500	384,500	
88	242,400	296,600	344,900	385,100	
89	243,100	296,900	345,200	385,800	
90	243,600	297,300	345,600	386,400	
91	244,100	297,700	346,100	387,000	
92	244,600	298,100	346,500	387,600	
93	244,900	298,200	346,700	388,300	
94		298,500	347,100		
95		298,900	347,600		
96		299,300	348,000		
97		299,500	348,100		
98		299,800	348,600		
99		300,200	349,100		
100		300,600	349,400		
101		300,800	349,700		
102		301,100	350,100		
103		301,500	350,500		
104		301,800	350,900		
105		302,000	351,400		
106		302,300	351,800		
107		302,700	352,200		
108		303,000	352,600		
109		303,200	353,100		
110		303,600	353,500		
111		304,000	353,900		
112		304,300	354,200		
113		304,400	354,700		
114		304,700			
115		305,000			
116		305,400			
117		305,600			
118		305,800			
119		306,100			

	120		306,400			
	121		306,800			
	122		307,000			
	123		307,300			
	124		307,600			
	125		308,000			
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200

備考：この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000
	2	124,800	176,500	198,400
	3	125,800	178,000	199,800
	4	126,700	179,500	201,200
	5	127,700	180,900	202,600
	6	128,700	182,400	204,100
	7	129,700	183,900	205,500
	8	130,700	185,400	207,000
	9	131,500	186,900	208,500
	10	132,500	188,100	210,100
	11	133,500	189,400	211,700
	12	134,600	190,600	213,300
	13	135,400	192,000	214,700
	14	136,400	193,100	216,400
	15	137,400	194,300	218,100
	16	138,400	195,500	219,700
	17	139,500	196,700	221,100
	18	140,700	197,900	222,300
	19	141,900	198,900	223,500
20	143,100	200,000	224,700	

21	144,200	201,000	226,000
22	145,400	202,200	227,600
23	146,600	203,400	229,200
24	147,800	204,500	230,800
25	149,000	205,700	232,400
26	150,500	207,000	233,900
27	152,000	208,300	235,400
28	153,500	209,600	236,900
29	154,900	210,900	238,300
30	156,400	212,200	239,700
31	157,900	213,500	241,100
32	159,400	214,800	242,400
33	160,900	215,500	243,600
34	162,700	216,900	245,000
35	164,500	218,200	246,300
36	166,300	219,600	247,700
37	168,100	220,700	249,000
38	169,800	222,000	250,400
39	171,500	223,300	251,800
40	173,200	224,500	253,200
41	174,800	225,600	254,400
42	176,200	226,800	255,700
43	177,600	228,000	257,000
44	179,000	229,200	258,300
45	180,500	230,400	259,300
46	181,900	231,600	260,400
47	183,300	232,800	261,600
48	184,700	233,900	262,800
49	186,000	235,100	264,100
50	187,200	236,300	265,300
51	188,300	237,500	266,500
52	189,500	238,700	267,500
53	190,600	239,800	268,600
54	191,700	240,800	269,800
55	192,800	241,800	271,000

56	193,900	242,800	272,200
57	195,000	243,800	273,200
58	196,000	244,800	274,300
59	197,100	245,800	275,400
60	198,100	246,800	276,400
61	199,200	247,800	277,500
62	200,100	248,700	278,600
63	201,000	249,600	279,700
64	201,900	250,500	280,800
65	202,600	251,500	281,700
66	203,400	252,300	282,500
67	204,200	253,100	283,300
68	205,000	253,800	284,200
69	205,500	254,600	285,100
70	206,100	255,200	285,900
71	206,500	255,800	286,700
72	207,100	256,300	287,400
73	207,700	256,600	288,200
74	208,400	257,000	289,000
75	209,100	257,500	289,800
76	209,900	258,000	290,600
77	210,200	258,600	291,200
78	210,900	259,000	291,800
79	211,600	259,500	292,300
80	212,300	260,000	292,700
81	213,000	260,300	293,100
82	213,700	260,600	293,600
83	214,400	260,900	294,100
84	215,100	261,200	294,600
85	215,800	261,400	295,000
86	216,500	261,800	295,600
87	217,200	262,100	296,200
88	217,900	262,400	296,800
89	218,400	262,600	297,100
90	219,000	262,800	297,600

91	219,600	263,200	298,100
92	220,200	263,400	298,600
93	220,600	263,700	299,000
94	221,100	264,100	299,500
95	221,600	264,500	300,000
96	222,100	264,900	300,500
97	222,700	265,100	300,800
98	223,200	265,400	301,200
99	223,700	265,600	301,700
100	224,200	265,900	302,200
101	224,800	266,200	302,600
102	225,300	266,400	303,000
103	225,900	266,700	303,400
104	226,500	267,000	303,800
105	226,900	267,200	304,100
106	227,400	267,400	304,500
107	227,900	267,700	304,900
108	228,300	267,900	305,300
109	228,500	268,200	305,600
110	228,900	268,500	306,000
111	229,400	268,800	306,400
112	229,900	269,000	306,800
113	230,300	269,200	307,000
114	230,800	269,500	307,400
115	231,300	269,700	307,800
116	231,800	269,900	308,100
117	232,100	270,200	308,400
118	232,500	270,500	308,800
119	232,900	270,800	309,100
120	233,300	271,100	309,400
121	233,700	271,200	309,600
122		271,500	310,000
123		271,800	310,300
124		272,100	310,600
125		272,200	310,800

	126		272,500	311,200
	127		272,800	311,500
	128		273,100	311,800
	129		273,200	312,000
	130		273,500	312,400
	131		273,800	312,800
	132		274,100	313,200
	133		274,200	313,400
	134		274,500	
	135		274,800	
	136		275,100	
	137		275,200	
再任用職員		191,700	202,900	225,000

備考：この表は、一般技能職員、給食調理等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600
	2	242,600	328,800	395,500
	3	245,100	331,900	398,400
	4	247,600	335,000	401,300
	5	249,900	337,800	404,000
	6	253,700	341,100	406,800
	7	257,500	344,400	409,600
	8	261,300	347,700	412,400
	9	264,900	350,700	415,000
	10	268,900	353,900	417,700
	11	272,900	357,100	420,400
	12	276,900	360,300	423,100
	13	280,700	363,400	425,600
	14	284,700	367,100	428,100
15	288,700	370,700	430,500	

16	292,700	374,400	433,000
17	296,500	378,000	435,200
18	300,100	380,700	437,600
19	303,700	383,500	440,000
20	307,300	386,300	442,400
21	311,000	389,200	444,500
22	314,800	391,800	446,900
23	318,500	394,400	449,300
24	322,200	397,000	451,600
25	325,800	399,400	453,800
26	328,600	401,700	456,100
27	331,400	404,000	458,400
28	334,200	406,300	460,700
29	337,000	408,700	462,900
30	339,400	410,800	465,200
31	341,800	412,800	467,500
32	344,200	414,900	469,800
33	346,600	417,000	471,800
34	349,100	419,000	473,900
35	351,500	421,000	476,000
36	354,000	423,000	478,100
37	356,400	425,100	480,200
38	358,800	427,100	482,000
39	361,200	429,100	483,800
40	363,600	431,100	485,600
41	365,900	433,100	487,300
42	367,400	434,900	489,100
43	368,900	436,700	490,900
44	370,400	438,500	492,700
45	371,900	440,400	494,300
46	373,300	442,200	496,000
47	374,800	444,000	497,800
48	376,300	445,800	499,600
49	377,600	447,600	501,200
50	378,600	449,300	502,500

51	379,600	451,100	503,800
52	380,600	452,900	505,100
53	381,600	454,800	506,400
54	382,500	456,000	507,700
55	383,400	457,200	509,000
56	384,300	458,400	510,300
57	385,300	459,600	511,300
58	386,200	460,600	512,100
59	387,000	461,600	512,900
60	387,900	462,600	513,700
61	388,700	463,400	514,600
62	389,200	464,100	515,400
63	389,700	464,800	516,300
64	390,200	465,500	517,100
65	390,500	466,200	518,000
66		466,900	518,900
67		467,600	519,600
68		468,300	520,500
69		468,800	521,400
70		469,500	522,200
71		470,200	523,100
72		470,900	524,000
73		471,300	524,800
74		471,900	525,700
75		472,600	526,600
76		473,300	527,300
77		473,700	528,100
78		474,300	529,000
79		474,900	529,900
80		475,400	530,800
81		476,000	531,600
82		476,500	532,500
83		477,000	533,400
84		477,500	534,300
85		477,900	535,100

	86		478,500	536,000
	87		478,900	536,900
	88		479,400	537,800
	89		479,900	538,600
	90		480,500	
	91		481,100	
	92		481,500	
	93		482,000	
	94		482,600	
	95		483,200	
	96		483,800	
	97		484,300	
再任用職員		293,800	336,200	390,600

備考：この表は、医師、歯科医師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700
	2	143,800	181,900	217,100	245,300
	3	145,200	183,500	218,700	246,900
	4	146,600	185,100	220,300	248,500
	5	147,800	186,600	221,900	249,900
	6	149,600	188,200	223,600	251,500
	7	151,300	189,800	225,300	253,000
	8	153,000	191,300	227,000	254,600
	9	154,700	192,900	228,600	256,000
	10	156,400	194,600	230,400	257,500
	11	158,100	196,200	232,100	259,000
	12	159,900	197,900	233,800	260,500
	13	161,400	199,500	235,600	261,900
	14	163,300	201,100	237,200	263,800
	15	165,300	202,700	238,800	265,700
16	167,200	204,300	240,400	267,500	

17	169,100	205,800	241,800	269,200
18	171,000	207,500	243,400	271,100
19	172,800	209,200	244,900	273,000
20	174,700	210,900	246,500	274,900
21	176,600	212,400	248,000	276,700
22	178,100	214,000	249,500	278,600
23	179,600	215,600	251,000	280,500
24	181,100	217,200	252,500	282,400
25	182,700	218,700	253,900	284,300
26	184,200	220,300	255,600	286,200
27	185,700	221,900	257,300	288,100
28	187,100	223,500	259,000	290,000
29	188,700	225,100	260,700	292,000
30	190,000	226,800	262,500	293,900
31	191,300	228,500	264,300	295,800
32	192,600	230,200	266,100	297,700
33	194,000	231,800	267,600	299,500
34	195,400	233,400	269,400	301,300
35	196,800	234,900	271,200	303,100
36	198,200	236,500	273,000	304,900
37	199,300	238,000	274,600	306,500
38	200,600	239,600	276,300	308,200
39	201,900	241,200	278,000	309,900
40	203,200	242,800	279,700	311,600
41	204,400	244,200	281,400	313,400
42	205,600	245,700	283,100	315,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800
44	208,000	248,700	286,500	318,500
45	209,200	250,100	288,200	319,700
46	210,300	251,700	289,900	321,200
47	211,400	253,300	291,600	322,700
48	212,500	254,900	293,300	324,300
49	213,600	256,500	294,700	325,800
50	214,600	257,900	296,300	327,100
51	215,600	259,300	297,900	328,400

52	216,600	260,700	299,500	329,700
53	217,400	261,900	300,900	330,800
54	218,400	263,300	302,400	331,800
55	219,300	264,700	303,900	332,900
56	220,300	266,100	305,400	334,000
57	221,100	267,200	306,700	334,500
58	222,000	268,500	308,000	335,400
59	222,900	269,800	309,300	336,200
60	223,800	271,100	310,700	337,100
61	224,700	272,200	312,000	337,900
62	225,700	273,400	313,300	338,200
63	226,700	274,700	314,600	338,900
64	227,800	276,000	315,900	339,600
65	228,500	277,100	317,300	340,200
66	229,400	278,200	318,100	340,900
67	230,300	279,300	318,900	341,600
68	231,200	280,400	319,700	342,300
69	231,900	281,500	320,300	343,000
70	232,600	282,600	321,000	343,600
71	233,300	283,700	321,700	344,200
72	234,000	284,800	322,300	344,800
73	234,700	285,700	323,100	345,100
74	235,500	286,400	323,300	345,700
75	236,300	287,100	323,900	346,200
76	237,100	287,900	324,500	346,800
77	237,700	288,700	325,100	347,300
78	238,300	289,300	325,600	347,800
79	238,900	289,900	326,100	348,300
80	239,500	290,500	326,600	348,800
81	239,900	291,200	327,200	349,100
82	240,300	291,700	327,700	349,400
83	240,700	292,200	328,200	349,800
84	241,100	292,600	328,700	350,100
85	241,500	292,800	329,200	350,600
86		293,000	329,600	350,900

	87		293,200	329,800	351,200
	88		293,400	330,200	351,500
	89		293,800	330,600	351,900
	90		294,000	331,000	352,200
	91		294,200	331,400	352,600
	92		294,400	331,800	352,900
	93		294,800	332,200	353,300
	94		295,000	332,400	353,600
	95		295,200	332,800	354,000
	96		295,500	333,100	354,300
	97		295,900	333,300	354,600
	98		296,200	333,600	355,000
	99		296,500	333,900	355,400
	100		296,800	334,200	355,800
	101		297,100	334,400	356,300
	102		297,300	334,700	356,700
	103		297,600	335,100	357,100
	104		297,900	335,300	357,500
	105		298,200	335,400	358,000
	106			335,700	
	107			336,100	
	108			336,300	
	109			336,500	
	110			336,900	
	111			337,300	
	112			337,700	
	113			337,900	
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300

備考：この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以		円	円	円	円

外の職員	1	155,600	182,900	231,400	256,600
	2	157,000	185,000	233,200	257,800
	3	158,500	187,100	235,000	259,100
	4	159,900	189,200	236,800	260,400
	5	161,300	191,300	238,400	261,500
	6	162,800	193,600	239,900	262,900
	7	164,300	195,900	241,400	264,100
	8	165,800	198,200	242,800	265,500
	9	167,100	200,600	244,100	266,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100
	11	170,400	203,400	246,800	269,700
	12	172,000	204,800	248,200	271,300
	13	173,500	206,200	249,500	272,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400
	15	177,500	209,200	252,100	276,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600
	17	181,700	211,900	254,400	279,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700
	19	185,900	214,900	257,100	282,200
	20	188,000	216,400	258,400	283,700
	21	190,100	217,800	259,500	285,300
	22	192,300	219,500	260,900	286,900
	23	194,500	221,200	262,300	288,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000
	25	198,800	224,300	265,100	291,400
	26	200,100	226,000	266,700	293,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000
	28	202,700	229,400	269,800	296,800
	29	203,900	231,200	271,400	298,400
	30	205,100	232,700	273,000	300,100
	31	206,400	234,200	274,600	301,800
	32	207,600	235,600	276,200	303,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000
	34	210,200	238,400	279,300	306,600
	35	211,500	239,800	280,800	308,200

36	212,800	241,200	282,200	309,800
37	214,200	242,500	283,800	311,300
38	215,600	243,800	285,200	312,900
39	217,000	245,100	286,700	314,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100
41	219,500	247,400	289,800	317,700
42	220,900	248,700	291,400	319,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600
44	223,700	251,200	294,600	322,100
45	225,100	252,300	296,000	323,300
46	226,600	253,700	297,500	324,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100
48	229,500	256,500	300,500	327,600
49	230,700	257,700	301,800	328,900
50	232,100	259,200	303,200	330,300
51	233,500	260,600	304,600	331,600
52	234,900	262,000	306,000	333,000
53	236,200	263,500	307,500	334,400
54	237,500	265,100	308,900	335,800
55	238,800	266,700	310,300	337,200
56	240,100	268,200	311,700	338,600
57	241,300	269,800	312,800	339,500
58	242,600	271,400	314,100	340,800
59	243,800	273,000	315,400	342,000
60	245,100	274,600	316,800	343,300
61	246,200	276,100	318,000	344,500
62	247,500	277,600	319,300	345,400
63	248,800	279,100	320,600	346,700
64	250,100	280,600	321,900	348,000
65	251,100	282,200	323,200	349,100
66	252,400	283,700	324,500	350,300
67	253,800	285,200	325,800	351,500
68	255,200	286,700	327,100	352,600
69	256,300	288,000	327,900	353,600
70	257,600	289,500	329,000	354,700

71	258,900	291,000	330,100	355,800
72	260,200	292,500	331,000	356,900
73	261,600	293,700	332,300	357,800
74	262,900	295,100	333,000	358,900
75	264,200	296,500	334,200	360,000
76	265,500	297,900	335,400	361,100
77	266,500	299,400	336,500	361,800
78	267,700	300,700	337,700	362,600
79	269,000	302,000	338,900	363,400
80	270,300	303,300	340,100	364,200
81	271,400	304,100	341,200	364,800
82	272,500	305,300	342,300	365,300
83	273,600	306,500	343,400	365,900
84	274,700	307,800	344,500	366,400
85	275,600	308,900	345,400	367,000
86	276,600	310,100	346,400	367,500
87	277,700	311,300	347,300	368,100
88	278,800	312,500	348,300	368,600
89	279,800	313,800	349,400	369,000
90	280,800	315,000	350,200	369,500
91	281,800	316,200	351,000	370,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600
93	283,800	318,300	352,500	370,900
94	284,800	319,000	353,100	371,400
95	285,800	319,700	353,800	371,900
96	286,800	320,300	354,400	372,200
97	287,700	321,000	354,800	372,800
98	288,500	321,300	355,200	373,300
99	289,300	322,000	355,700	373,800
100	290,200	322,700	356,100	374,300
101	291,000	323,100	356,600	374,900
102	291,800	323,700	357,000	375,400
103	292,600	324,300	357,500	375,900
104	293,400	324,900	357,900	376,300
105	294,100	325,300	358,200	376,900

106	294,600	325,800	358,700	377,400
107	295,100	326,300	359,200	377,900
108	295,600	326,800	359,500	378,400
109	295,800	327,200	360,000	379,000
110	296,200	327,600	360,500	379,500
111	296,400	327,900	361,000	380,000
112	296,800	328,300	361,500	380,500
113	297,100	328,700	362,000	381,100
114	297,300	329,100	362,500	
115	297,700	329,500	363,000	
116	298,000	329,800	363,400	
117	298,300	330,000	363,800	
118	298,600	330,300	364,300	
119	298,900	330,700	364,800	
120	299,300	330,900	365,300	
121	299,600	331,100	365,700	
122	300,000	331,400	366,200	
123	300,400	331,700	366,700	
124	300,800	332,000	367,200	
125	301,000	332,200	367,600	
126	301,200	332,500		
127	301,600	332,900		
128	302,000	333,100		
129	302,200	333,200		
130	302,500	333,600		
131	302,900	334,000		
132	303,300	334,200		
133	303,500	334,500		
134	303,800	334,900		
135	304,200	335,300		
136	304,500	335,700		
137	304,700	336,000		
138	305,000	336,400		
139	305,400	336,800		
140	305,700	337,200		

	141	305,900	337,500		
	142	306,300	337,900		
	143	306,700	338,300		
	144	307,000	338,700		
	145	307,100	339,000		
	146	307,400	339,400		
	147	307,700	339,800		
	148	308,100	340,200		
	149	308,300	340,500		
	150	308,500	340,900		
	151	308,800	341,300		
	152	309,100	341,700		
	153	309,500	342,000		
	154	309,700			
	155	309,900			
	156	310,200			
	157	310,600			
	158	310,900			
	159	311,200			
	160	311,500			
	161	311,900			
	162	312,200			
	163	312,500			
	164	312,800			
	165	313,200			
	166	313,500			
	167	313,800			
	168	314,100			
	169	314,500			
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500

備考：この表は、保健師、看護師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第3 福祉職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用職員以 外の職員	円			
	円	円	円	円
1	150,700	200,800	248,800	273,000
2	151,900	202,600	250,700	275,200
3	153,100	204,400	252,600	277,400
4	154,300	206,100	254,500	279,500
5	155,300	207,800	256,100	281,700
6	156,800	209,600	257,800	284,000
7	158,200	211,400	259,600	286,300
8	159,600	213,100	261,500	288,600
9	160,900	215,000	263,000	290,700
10	162,300	216,500	264,800	293,000
11	163,700	218,000	266,600	295,300
12	165,200	219,500	268,200	297,600
13	166,700	221,000	269,800	299,700
14	168,200	222,600	271,700	302,000
15	169,700	224,200	273,600	304,300
16	171,200	225,800	275,500	306,600
17	172,800	227,400	277,300	308,800
18	174,600	229,100	279,200	311,100
19	176,300	230,800	281,100	313,400
20	178,000	232,500	283,000	315,700
21	179,600	233,800	284,600	317,900
22	181,300	235,600	286,400	320,100
23	183,000	237,400	288,200	322,300
24	184,700	239,200	290,000	324,500
25	186,300	240,800	291,900	326,600
26	188,100	242,700	293,700	328,700
27	189,900	244,600	295,500	330,800
28	191,600	246,500	297,300	332,800
29	193,400	248,100	299,000	334,900
30	194,900	249,800	300,700	337,000
31	196,400	251,500	302,400	339,100
32	197,800	253,300	304,100	341,200
33	199,300	254,900	305,700	343,000
34	200,600	256,600	307,300	345,000

35	201,900	258,300	308,900	347,000
36	203,200	260,000	310,500	349,000
37	204,500	261,600	312,200	350,600
38	205,900	263,500	313,800	352,500
39	207,300	265,400	315,400	354,400
40	208,700	267,200	317,000	356,300
41	209,900	268,900	318,500	358,200
42	211,200	270,600	320,100	360,000
43	212,500	272,300	321,700	361,800
44	213,800	273,900	323,300	363,500
45	214,800	275,600	324,600	365,400
46	216,100	277,300	325,800	366,800
47	217,400	279,000	327,000	368,300
48	218,700	280,700	328,200	369,800
49	219,800	282,300	329,300	370,900
50	221,100	283,900	330,300	372,000
51	222,400	285,500	331,200	373,100
52	223,600	287,100	332,200	374,200
53	224,500	288,800	333,100	375,100
54	225,800	290,300	333,900	375,700
55	227,000	291,800	334,700	376,500
56	228,300	293,300	335,500	377,300
57	229,200	294,800	336,100	378,200
58	230,400	296,300	336,600	379,000
59	231,600	297,800	337,200	379,800
60	232,800	299,300	337,700	380,600
61	233,900	300,600	338,200	381,500
62	235,100	302,100	338,500	382,200
63	236,300	303,600	339,100	382,900
64	237,500	305,100	339,700	383,600
65	238,700	306,300	340,000	383,900
66	239,900	307,600	340,500	384,500
67	241,100	308,900	341,000	385,200
68	242,300	310,200	341,500	385,900
69	243,300	311,200	342,000	386,300

70	244,400	312,400	342,500	387,000
71	245,500	313,600	342,900	387,600
72	246,600	314,800	343,400	388,200
73	247,400	316,100	343,700	388,700
74	248,500	316,800	344,200	389,300
75	249,600	317,500	344,700	389,900
76	250,700	318,200	345,200	390,500
77	251,700	319,000	345,500	390,900
78	252,700	319,700	345,900	391,500
79	253,700	320,400	346,400	392,200
80	254,700	321,100	346,800	392,800
81	255,700	321,400	347,000	393,300
82	256,600	321,700	347,300	394,000
83	257,600	322,300	347,800	394,700
84	258,600	322,600	348,200	395,200
85	259,400	323,100	348,500	395,400
86	260,300	323,400	348,900	396,100
87	261,200	323,800	349,400	396,800
88	262,100	324,100	349,800	397,500
89	262,800	324,600	350,100	398,000
90	263,600	325,000	350,500	398,700
91	264,400	325,300	350,900	399,400
92	265,200	325,600	351,100	400,100
93	265,900	326,100	351,400	400,600
94	266,600	326,500		
95	267,200	326,800		
96	267,900	327,200		
97	268,600	327,600		
98	269,300	328,000		
99	270,000	328,400		
100	270,700	328,800		
101	271,200	329,000		
102	271,700	329,300		
103	272,200	329,600		
104	272,700	329,900		

105	272,800	330,300
106	273,100	330,500
107	273,400	330,800
108	273,700	331,200
109	274,100	331,600
110	274,400	331,900
111	274,800	332,300
112	275,100	332,600
113	275,400	333,000
114	275,700	333,400
115	276,000	333,700
116	276,400	333,900
117	276,700	334,000
118	277,100	334,400
119	277,500	334,800
120	277,900	335,200
121	278,100	335,400
122	278,400	
123	278,800	
124	279,100	
125	279,300	
126	279,600	
127	280,000	
128	280,400	
129	280,600	
130	281,000	
131	281,400	
132	281,700	
133	281,900	
134	282,200	
135	282,600	
136	282,900	
137	283,100	
138	283,400	
139	283,700	

	140	284,000			
	141	284,200			
	142	284,400			
	143	284,600			
	144	284,900			
	145	285,300			
	146	285,500			
	147	285,800			
	148	286,100			
	149	286,400			
	150	286,600			
	151	286,900			
	152	287,200			
	153	287,500			
再任用職員		199,600	243,100	257,700	291,900

備考：この表は、介護福祉士、保育士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第21条の改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第3条 平成27年3月31日までの間における給与条例第5条第4項（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」とする。

報告第19号

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）

（別 紙）

平成26年11月21日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

衆議院議員選挙の執行のため、予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

平成26年度小笠原村

一般会計補正予算

(第3号)

(別紙)

平成26年度小笠原村
一般会計補正予算
予算総則

平成26年度小笠原村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,213千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,078,840千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
16. 都支出金		855,887	4,213	860,100
	3. 都委託金	37,801	4,213	42,014
歳入合計		4,074,627	4,213	4,078,840

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
02. 総務費		1,168,773	4,213	1,172,986
	04. 選挙費	252	4,213	4,465
歳出	合計	4,074,627	4,213	4,078,840

議案第 6 2 号

小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

環境政策の推進、及び保育園の運営体制の整備を図るために、職員定数を 2 名増員する必要があるため。

小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村職員定数条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「117人」を「119人」に改め、同項中「122人」を「124人」に改め、同条第2項中「、結核休養」を削り、同条第3項中「結核休養」を削る。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第63号

小笠原村役場組織条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

環境政策の推進を図るために、環境課を新設する必要があるため。

小笠原村役場組織条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村役場組織条例（昭和45年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第158条第7項」を「第158条第1項」に改める。

第2条産業観光課の段落の次に次の段落を加える。

環境課

第3条総務課の段落中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条産業観光課の段落の次に次の段落を加える。

環境課

（1）環境保全に関すること。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第64号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当にかかる規定を改正する必要があるため。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 6 5 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の期末手当にかかる規定を改正する必要が生じたため。

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の140、」を「100分の147.5、」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 66 号

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 26 年 12 月 10 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村教育委員会教育長の期末手当にかかる規定を改正する必要があるため。

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和54年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の140、」を「100分の147.5、」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則
（施行期日）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第67号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村職員の給与にかかる規定を改正する必要性が生じたため。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「行政職給料表（1）」を「行政職給料表(1)」に、「行政職給料表（2）」を「行政職給料表(2)」に改める。

第4条中「前条第2項」を「第3条第2項」に改める。

第6条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第7条の3第1項中「勤務を要しない日（勤務時間条例第3条に規定する日をいう。）又は休日（勤務時間条例第8条に規定する日をいう。）」を「勤務時間条例第3条及び第4条の2の規定に基づく週休日又は同条例第8条に基づく休日若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第7条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において小笠原村規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して小笠原村規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、3,500円を超えない範囲内において小笠原村規則で定める額

第10条の2第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第12条の2第1項中「（再任用職員及び再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、同条第2項中「23,000円」を「30,000円」に、

「45,000円」を「70,000円」に改める。

第16条第2項中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和50年条例第15号）」を「勤務時間条例」に、「第1項」を「前項」に改める。

第17条第3項中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和50年条例第15号）」を「勤務時間条例」に改める。

第17条の2中「第18条」を「次条」に改める。

第18条中「第17条の2」を「前条」に改める。

第20条第2項中「第21条」を「次条」に改める。

第21条第2項中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同条第4項中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第22条の2の2第6項中「前各号」を「前各項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	

9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100

46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000

83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700
94		292,500	340,300		
95		292,900	340,800		
96		293,300	341,200		
97		293,500	341,300		
98		293,800	341,800		
99		294,200	342,200		
100		294,600	342,500		
101		294,800	342,800		
102		295,100	343,200		
103		295,500	343,600		
104		295,800	344,000		
105		296,000	344,500		
106		296,300	344,900		
107		296,700	345,300		
108		297,000	345,700		
109		297,200	346,200		
110		297,600	346,600		
111		298,000	346,900		
112		298,300	347,200		
113		298,400	347,700		
114		298,700			
115		299,000			
116		299,400			
117		299,600			
118		299,800			
119		300,100			

	120		300,400			
	121		300,800			
	122		301,000			
	123		301,300			
	124		301,600			
	125		301,900			
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400

備考：この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600
	2	124,800	176,500	198,000
	3	125,800	178,000	199,400
	4	126,700	179,500	200,700
	5	127,700	180,900	202,000
	6	128,700	182,400	203,400
	7	129,700	183,800	204,800
	8	130,700	185,200	206,200
	9	131,500	186,600	207,600
	10	132,500	187,800	209,200
	11	133,500	189,100	210,800
	12	134,600	190,300	212,300
	13	135,400	191,500	213,600
	14	136,400	192,600	215,100
	15	137,400	193,700	216,600
	16	138,400	194,800	217,900
	17	139,500	195,900	219,000
	18	140,700	197,000	219,800
	19	141,900	198,000	220,700
	20	143,100	199,000	221,700
	21	144,200	200,000	222,700
	22	145,400	201,100	224,200
23	146,600	202,200	225,600	

24	147,800	203,200	226,800
25	149,000	204,200	228,300
26	150,500	205,100	229,600
27	152,000	205,800	231,000
28	153,500	206,700	232,300
29	154,900	207,600	233,600
30	156,400	208,800	234,900
31	157,900	209,900	236,300
32	159,400	210,800	237,600
33	160,900	211,500	238,800
34	162,700	212,800	240,100
35	164,500	214,000	241,400
36	166,300	215,200	242,800
37	168,100	216,300	244,100
38	169,800	217,600	245,400
39	171,500	218,900	246,800
40	173,200	220,000	248,200
41	174,800	221,100	249,300
42	176,200	222,300	250,600
43	177,600	223,500	251,900
44	179,000	224,700	253,200
45	180,500	225,800	254,100
46	181,900	227,000	255,200
47	183,300	228,200	256,400
48	184,700	229,300	257,600
49	186,000	230,400	258,800
50	187,200	231,600	260,000
51	188,300	232,800	261,200
52	189,500	234,000	262,200
53	190,600	235,100	263,300
54	191,700	236,100	264,400
55	192,800	237,000	265,600
56	193,900	238,000	266,800
57	195,000	239,000	267,800
58	196,000	240,000	268,800

59	197,100	241,000	269,900
60	198,100	241,900	270,900
61	199,200	242,900	272,000
62	200,100	243,800	273,100
63	201,000	244,700	274,100
64	201,900	245,600	275,200
65	202,600	246,500	276,100
66	203,400	247,300	276,900
67	204,200	248,100	277,700
68	205,000	248,800	278,500
69	205,500	249,600	279,400
70	206,100	250,200	280,200
71	206,500	250,800	281,000
72	207,100	251,300	281,700
73	207,700	251,500	282,500
74	208,400	251,900	283,200
75	209,100	252,400	284,000
76	209,900	252,900	284,800
77	210,200	253,500	285,400
78	210,900	253,900	286,000
79	211,600	254,400	286,500
80	212,300	254,900	286,900
81	213,000	255,200	287,300
82	213,700	255,500	287,700
83	214,400	255,800	288,200
84	215,100	256,100	288,700
85	215,800	256,300	289,100
86	216,500	256,600	289,700
87	217,200	256,900	290,300
88	217,900	257,200	290,900
89	218,400	257,400	291,200
90	219,000	257,600	291,700
91	219,600	258,000	292,200
92	220,200	258,200	292,600
93	220,600	258,500	293,000

94	221,100	258,900	293,500
95	221,600	259,200	294,000
96	222,100	259,500	294,500
97	222,700	259,700	294,800
98	223,200	260,000	295,200
99	223,700	260,200	295,700
100	224,200	260,500	296,200
101	224,800	260,800	296,600
102	225,300	261,000	297,000
103	225,900	261,300	297,300
104	226,500	261,600	297,600
105	226,900	261,800	297,900
106	227,400	262,000	298,300
107	227,900	262,300	298,700
108	228,300	262,500	299,100
109	228,500	262,800	299,400
110	228,900	263,100	299,800
111	229,400	263,400	300,200
112	229,900	263,600	300,500
113	230,300	263,800	300,700
114	230,800	264,100	301,000
115	231,300	264,300	301,300
116	231,800	264,500	301,500
117	232,100	264,800	301,700
118	232,500	265,100	302,000
119	232,900	265,400	302,300
120	233,300	265,700	302,500
121	233,700	265,800	302,700
122		266,100	303,000
123		266,400	303,300
124		266,700	303,500
125		266,800	303,700
126		267,100	304,000
127		267,400	304,300
128		267,700	304,500

	129		267,800	304,700
	130		268,100	305,000
	131		268,400	305,300
	132		268,700	305,500
	133		268,800	305,700
	134		269,100	
	135		269,400	
	136		269,700	
	137		269,800	
再任用職員		191,300	202,400	220,900

備考：この表は、一般技能職員、給食調理等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第2イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000
	2	143,800	181,900	217,100	243,400
	3	145,200	183,500	218,700	244,700
	4	146,600	185,100	220,300	246,100
	5	147,800	186,600	221,700	247,400
	6	149,600	188,200	223,300	248,700
	7	151,300	189,800	224,800	250,000
	8	153,000	191,300	226,400	251,300
	9	154,700	192,900	227,900	252,700
	10	156,400	194,600	229,400	253,700
	11	158,100	196,200	230,800	254,900
	12	159,900	197,900	232,200	256,100
	13	161,400	199,500	234,000	257,400
	14	163,300	201,100	235,400	259,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700
	16	167,200	204,300	238,100	262,300
	17	169,100	205,800	239,400	263,900
18	171,000	207,500	240,700	265,800	

19	172,800	209,200	242,000	267,600
20	174,700	210,900	243,300	269,500
21	176,600	212,200	244,700	271,300
22	178,100	213,700	245,800	273,100
23	179,600	215,100	247,000	275,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800
25	182,700	218,000	249,400	278,600
26	184,200	219,400	251,000	280,500
27	185,700	220,800	252,500	282,400
28	187,100	222,100	254,000	284,200
29	188,700	223,600	255,500	286,200
30	190,000	225,000	257,300	288,100
31	191,300	226,600	259,100	289,900
32	192,600	228,000	260,800	291,800
33	194,000	229,500	262,300	293,600
34	195,400	230,900	264,100	295,300
35	196,800	232,100	265,800	297,100
36	198,200	233,400	267,600	298,900
37	199,300	234,900	269,100	300,400
38	200,600	236,200	270,800	302,100
39	201,900	237,500	272,500	303,800
40	203,200	238,900	274,200	305,400
41	204,400	240,200	275,900	307,200
42	205,600	241,600	277,500	308,900
43	206,800	242,900	279,200	310,500
44	208,000	244,000	280,900	312,200
45	209,200	245,200	282,500	313,400
46	210,300	246,700	284,200	314,800
47	211,400	248,300	285,900	316,300
48	212,500	249,800	287,500	317,900
49	213,600	251,400	288,900	319,400
50	214,600	252,800	290,500	320,700
51	215,600	254,200	292,000	321,900
52	216,600	255,600	293,600	323,200
53	217,400	256,700	295,000	324,300

54	218,400	258,100	296,500	325,300
55	219,300	259,500	297,900	326,400
56	220,300	260,900	299,400	327,400
57	221,100	261,900	300,700	327,900
58	222,000	263,200	301,900	328,800
59	222,900	264,500	303,200	329,600
60	223,800	265,800	304,600	330,500
61	224,700	266,800	305,900	331,300
62	225,700	268,000	307,100	331,600
63	226,700	269,300	308,400	332,200
64	227,800	270,600	309,600	332,900
65	228,500	271,600	311,000	333,500
66	229,400	272,700	311,800	334,200
67	230,300	273,800	312,600	334,900
68	231,200	274,900	313,400	335,600
69	231,900	276,000	314,000	336,300
70	232,600	277,000	314,700	336,800
71	233,300	278,100	315,400	337,400
72	234,000	279,200	316,000	338,000
73	234,700	280,100	316,700	338,300
74	235,500	280,800	316,900	338,900
75	236,300	281,400	317,500	339,400
76	237,100	282,200	318,100	340,000
77	237,700	283,000	318,700	340,500
78	238,300	283,600	319,200	341,000
79	238,900	284,200	319,700	341,500
80	239,500	284,800	320,200	341,900
81	239,900	285,500	320,800	342,200
82	240,300	286,000	321,300	342,500
83	240,700	286,400	321,700	342,900
84	241,100	286,800	322,200	343,200
85	241,500	287,000	322,700	343,700
86		287,200	323,100	344,000
87		287,400	323,300	344,300
88		287,600	323,700	344,600

	89		288,000	324,100	345,000
	90		288,200	324,500	345,300
	91		288,400	324,900	345,700
	92		288,600	325,300	346,000
	93		289,000	325,600	346,400
	94		289,200	325,800	346,700
	95		289,400	326,200	347,000
	96		289,700	326,500	347,300
	97		290,100	326,700	347,600
	98		290,400	327,000	348,000
	99		290,600	327,300	348,400
	100		290,900	327,600	348,800
	101		291,200	327,800	349,300
	102		291,400	328,100	349,700
	103		291,600	328,500	350,100
	104		291,900	328,700	350,500
	105		292,200	328,800	351,000
	106			329,100	
	107			329,500	
	108			329,700	
	109			329,900	
	110			330,300	
	111			330,700	
	112			331,100	
	113			331,300	
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600

備考：この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800
	3	158,500	187,100	235,000	256,800

4	159,900	189,200	236,800	257,900
5	161,300	191,300	238,200	258,900
6	162,800	193,600	239,600	260,000
7	164,300	195,900	240,800	260,900
8	165,800	198,200	242,100	262,000
9	167,100	200,600	243,300	263,300
10	168,800	202,000	244,400	264,100
11	170,400	203,400	245,400	265,400
12	172,000	204,800	246,500	266,700
13	173,500	206,200	247,800	268,000
14	175,500	207,700	248,900	269,500
15	177,500	209,200	249,900	270,800
16	179,500	210,500	250,900	272,300
17	181,700	211,900	251,900	273,700
18	183,800	213,400	252,900	275,200
19	185,900	214,900	254,000	276,600
20	188,000	216,400	255,000	278,100
21	190,100	217,800	256,000	279,700
22	192,300	219,500	257,000	281,300
23	194,500	221,200	258,100	282,800
24	196,700	222,900	259,200	284,300
25	198,800	224,300	260,400	285,600
26	200,100	226,000	261,900	287,400
27	201,400	227,700	263,200	289,200
28	202,700	229,400	264,600	290,900
29	203,900	231,000	266,000	292,500
30	205,100	232,400	267,600	294,200
31	206,400	233,700	269,200	295,800
32	207,600	234,900	270,700	297,500
33	208,900	236,300	272,300	299,000
34	210,200	237,400	273,800	300,500
35	211,500	238,400	275,200	302,100
36	212,800	239,600	276,600	303,700
37	214,200	240,800	278,200	305,200
38	215,600	241,900	279,600	306,700

39	217,000	242,900	281,100	308,300
40	218,400	244,000	282,500	309,900
41	219,500	244,900	284,100	311,500
42	220,900	245,900	285,700	312,900
43	222,300	246,900	287,200	314,300
44	223,700	247,900	288,800	315,800
45	224,900	248,900	290,200	316,900
46	226,300	249,900	291,600	318,300
47	227,600	251,000	293,100	319,700
48	228,900	252,100	294,600	321,200
49	230,000	253,100	295,900	322,400
50	231,100	254,500	297,200	323,800
51	232,300	255,700	298,600	325,100
52	233,400	257,000	300,000	326,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800
54	235,700	259,900	302,800	329,200
55	236,800	261,400	304,200	330,600
56	237,800	262,900	305,600	331,900
57	238,900	264,500	306,700	332,800
58	240,000	266,100	307,900	334,100
59	240,900	267,600	309,200	335,300
60	241,900	269,200	310,600	336,600
61	243,000	270,600	311,700	337,700
62	244,000	272,100	313,000	338,600
63	245,000	273,600	314,300	339,800
64	246,100	275,000	315,500	341,100
65	247,000	276,600	316,800	342,200
66	248,200	278,100	318,100	343,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600
68	250,400	281,100	320,700	345,700
69	251,300	282,300	321,400	346,700
70	252,500	283,800	322,500	347,700
71	253,800	285,300	323,600	348,800
72	255,000	286,700	324,500	349,900
73	256,400	287,900	325,800	350,700

74	257,700	289,300	326,500	351,800
75	259,000	290,700	327,600	352,900
76	260,300	292,000	328,800	354,000
77	261,300	293,500	329,900	354,700
78	262,400	294,800	331,100	355,500
79	263,700	296,000	332,200	356,300
80	265,000	297,300	333,400	357,000
81	266,100	298,100	334,500	357,600
82	267,100	299,300	335,600	358,100
83	268,200	300,500	336,600	358,700
84	269,300	301,700	337,700	359,200
85	270,200	302,800	338,600	359,800
86	271,100	304,000	339,600	360,300
87	272,200	305,200	340,500	360,900
88	273,300	306,300	341,500	361,400
89	274,300	307,600	342,500	361,800
90	275,200	308,800	343,300	362,200
91	276,200	310,000	344,100	362,800
92	277,200	311,200	344,900	363,300
93	278,200	312,000	345,500	363,600
94	279,200	312,700	346,100	364,100
95	280,100	313,400	346,800	364,500
96	281,100	314,000	347,400	364,800
97	282,000	314,700	347,800	365,400
98	282,800	315,000	348,200	365,900
99	283,500	315,600	348,700	366,400
100	284,400	316,300	349,100	366,900
101	285,200	316,700	349,600	367,500
102	286,000	317,300	350,000	368,000
103	286,800	317,900	350,500	368,500
104	287,600	318,500	350,900	368,900
105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000

109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		
132	297,200	327,600		
133	297,400	327,900		
134	297,700	328,300		
135	298,100	328,700		
136	298,400	329,100		
137	298,600	329,400		
138	298,900	329,800		
139	299,300	330,200		
140	299,600	330,600		
141	299,800	330,900		
142	300,200	331,300		
143	300,600	331,600		

144	300,900	332,000			
145	301,000	332,300			
146	301,300	332,700			
147	301,600	333,100			
148	302,000	333,500			
149	302,200	333,800			
150	302,400	334,200			
151	302,700	334,600			
152	303,000	335,000			
153	303,400	335,300			
154	303,600				
155	303,800				
156	304,100				
157	304,400				
158	304,700				
159	305,000				
160	305,300				
161	305,700				
162	306,000				
163	306,300				
164	306,600				
165	307,000				
166	307,300				
167	307,600				
168	307,900				
169	308,300				
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500

備考：この表は、保健師、看護師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 福祉職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	150,700	200,800	247,100	269,000

2	151,900	202,600	248,700	270,800
3	153,100	204,400	250,300	272,600
4	154,300	206,100	251,900	274,300
5	155,300	207,800	253,300	276,100
6	156,800	209,600	254,700	278,300
7	158,200	211,400	256,200	280,600
8	159,600	213,100	257,700	282,900
9	160,900	215,000	259,000	285,000
10	162,300	216,500	260,500	287,200
11	163,700	218,000	262,000	289,500
12	165,200	219,500	263,200	291,700
13	166,700	221,000	264,500	293,700
14	168,200	222,600	266,400	296,000
15	169,700	224,200	268,200	298,300
16	171,200	225,800	270,100	300,600
17	172,800	227,200	271,800	302,700
18	174,600	228,800	273,700	305,000
19	176,300	230,300	275,600	307,200
20	178,000	231,800	277,400	309,500
21	179,600	233,100	279,000	311,700
22	181,300	234,600	280,800	313,800
23	183,000	236,000	282,500	316,000
24	184,700	237,600	284,300	318,100
25	186,300	239,100	286,200	320,200
26	188,100	240,800	287,900	322,200
27	189,900	242,400	289,700	324,300
28	191,600	244,100	291,500	326,300
29	193,400	245,600	293,100	328,300
30	194,900	247,000	294,800	330,400
31	196,400	248,500	296,500	332,400
32	197,800	250,000	298,100	334,500
33	199,300	251,500	299,700	336,300
34	200,600	252,800	301,300	338,200
35	201,900	254,200	302,800	340,200
36	203,200	255,600	304,400	342,100

37	204,500	257,000	306,100	343,600
38	205,900	258,800	307,600	345,500
39	207,300	260,400	309,200	347,400
40	208,700	262,100	310,800	349,200
41	209,700	263,600	312,200	351,100
42	210,900	265,300	313,800	352,900
43	212,000	266,900	315,400	354,700
44	213,200	268,500	316,900	356,400
45	214,100	270,200	318,200	358,200
46	215,200	271,800	319,400	359,600
47	216,300	273,500	320,600	361,100
48	217,300	275,200	321,800	362,500
49	218,300	276,700	322,800	363,500
50	219,400	278,300	323,800	364,600
51	220,600	279,900	324,700	365,700
52	221,400	281,400	325,700	366,800
53	222,300	283,100	326,600	367,700
54	223,400	284,600	327,300	368,300
55	224,300	286,000	328,100	369,100
56	225,300	287,500	328,900	369,900
57	226,200	289,000	329,500	370,700
58	227,100	290,400	330,000	371,500
59	228,100	291,900	330,600	372,300
60	229,100	293,400	331,100	373,100
61	230,100	294,700	331,600	374,000
62	231,200	296,200	331,800	374,700
63	232,200	297,600	332,400	375,400
64	233,100	299,100	333,000	376,100
65	234,000	300,300	333,300	376,400
66	235,100	301,600	333,800	377,000
67	236,300	302,800	334,300	377,600
68	237,500	304,100	334,800	378,300
69	238,500	305,100	335,300	378,700
70	239,600	306,200	335,800	379,400
71	240,700	307,400	336,200	380,000

72	241,700	308,600	336,700	380,600
73	242,500	309,900	336,900	381,000
74	243,600	310,600	337,400	381,600
75	244,700	311,300	337,900	382,200
76	245,800	311,900	338,400	382,800
77	246,700	312,700	338,700	383,200
78	247,700	313,400	339,100	383,700
79	248,700	314,100	339,600	384,200
80	249,700	314,800	340,000	384,800
81	250,700	315,100	340,200	385,300
82	251,500	315,400	340,500	385,700
83	252,500	316,000	341,000	386,100
84	253,500	316,300	341,400	386,500
85	254,300	316,700	341,700	386,700
86	255,100	317,000	342,000	386,900
87	256,000	317,400	342,500	387,200
88	256,900	317,700	342,900	387,500
89	257,600	318,200	343,200	387,700
90	258,400	318,600	343,600	388,000
91	259,200	318,900	344,000	388,300
92	260,000	319,200	344,200	388,500
93	260,700	319,700	344,500	388,700
94	261,400	320,100		
95	261,900	320,300		
96	262,600	320,700		
97	263,300	321,100		
98	264,000	321,500		
99	264,700	321,900		
100	265,400	322,300		
101	265,900	322,500		
102	266,400	322,800		
103	266,800	323,100		
104	267,300	323,400		
105	267,400	323,800		
106	267,700	324,000		

107	268,000	324,300
108	268,300	324,700
109	268,700	325,100
110	269,000	325,400
111	269,400	325,800
112	269,700	326,100
113	270,000	326,400
114	270,300	326,800
115	270,600	327,100
116	271,000	327,300
117	271,300	327,400
118	271,600	327,800
119	272,000	328,200
120	272,400	328,600
121	272,600	328,800
122	272,800	
123	273,200	
124	273,500	
125	273,700	
126	274,000	
127	274,400	
128	274,800	
129	275,000	
130	275,400	
131	275,800	
132	276,100	
133	276,300	
134	276,600	
135	277,000	
136	277,300	
137	277,500	
138	277,800	
139	278,100	
140	278,400	
141	278,600	

	142	278,800			
	143	279,000			
	144	279,300			
	145	279,700			
	146	279,900			
	147	280,200			
	148	280,500			
	149	280,800			
	150	281,000			
	151	281,300			
	152	281,500			
	153	281,800			
再任用職員		199,200	238,700	253,000	286,100

備考：この表は、介護福祉士、保育士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（小笠原村規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、小笠原村規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、小笠原村規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第3条 前条の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号。以下「給与条例」という。）第20条第5項（給与条例第21条第5項において準用する場合及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次条において

「育児休業法」という。)第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、給与条例第20条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成26年条例第▼号附則第2条の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第4条 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2 第2項	100分の20	100分の20を超えない範囲内で小笠原村規則で定める割合
第12条の2 第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で小笠原村規則で定める額

(小笠原村規則への委任)

第5条 附則前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、小笠原村規則で定める。

議案第68号

小笠原村防災会議条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正に伴い、関係条文を改正する必要があるため。

小笠原村防災会議条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村防災会議条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

（2）村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。

第3条第5項に次の1号を加える。

（8）輸送通信等災害応急活動にあたり、小笠原村において、重要な役割を有する公益事業を営む公社会社等の役員又は職員

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

小笠原村災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正に伴い、関係条文を改正する必要があるため。

小笠原村災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村災害対策本部条例（昭和60年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部改正に伴い、関係条文を改正する必要があるため。

小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村国民健康保険条例（昭和43年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「39万円」を「40万4千円」に、「3万円」を「1万6千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の小笠原村国民健康保険条例の規定は、施行日以降に出産した場合に適用し、施行日以前に出産した被保険者に係る出産一時金の額については、なお従前の例による。

議案第71号

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村
一般会計補正予算

（第4号）

（別紙）

平成26年度小笠原村
一般会計補正予算
予算総則

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 43,161 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,122,001 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9. 国有提供施設等所在市町村		129,669	△1,457	128,212
助成交付金	1. 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	83,093	△2,593	80,500
	2. 施設等所在市町村調整交付 金	46,576	1,136	47,712
14. 使用料及手数料		276,234	955	277,189
	1. 使用料	259,835	955	260,790
15. 国庫支出金		341,175	11,120	352,295
	1. 国庫負担金	35,733	400	36,133
	2. 国庫補助金	280,774	10,720	291,494
16. 都支出金		860,100	35,799	895,899
	1. 都負担金	22,872	200	23,072
	2. 都補助金	795,214	33,048	828,262
	3. 都委託金	42,014	2,551	44,565
21. 諸収入		57,777	△3,256	54,521
	6. 雑収入	41,999	△3,256	38,743
歳入	合計	4,078,840	43,161	4,122,001

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 議会費		68,624	427	69,051
	01. 議会費	68,624	427	69,051
02. 総務費		1,172,986	△9,132	1,163,854
	01. 総務管理費	1,094,252	△10,747	1,083,505
	03. 戸籍住民基本台帳費	40,956	1,563	42,519
	05. 統計調査費	732	52	784
03. 民生費		674,035	28,602	702,637
	01. 社会福祉費	452,183	26,153	478,336
	02. 児童福祉費	216,191	2,189	218,380
	03. 国民年金費	5,661	260	5,921
04. 衛生費		987,892	9,230	997,122
	01. 保健衛生費	581,602	6,004	587,606
	02. 清掃費	362,343	1,069	363,412
	03. 上水道費	43,947	2,157	46,104
07. 土木費		122,901	902	123,803
	05. 公園費	14,689	902	15,591
09. 教育費		241,254	3,046	244,300
	01. 教育総務費	54,038	117	54,155
	02. 小学校教育費	53,988	1,894	55,882
	05. 保健体育費	42,107	1,035	43,142
11. 公債費		470,945	△378	470,567
	01. 公債費	470,945	△378	470,567
12. 諸支出金		108,511	10,464	118,975
	01. 基金費	103,190	10,460	113,650
	02. 諸費	5,321	4	5,325

款	項	既 定 額	補 正 額	計
歳 出	合 計	4,078,840	43,161	4,122,001

議案第72号

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

国民健康保険特別会計補正予算

（第2号）

（別紙）

平成26年度小笠原村
国民健康保険特別会計補正予算
予 算 総 則

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 23,357 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 312,834 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
11. 繰 入 金		40,060	23,357	63,417
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	40,060	23,357	63,417
歳 入	合 計	289,477	23,357	312,834

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
02. 保険給付費		143,985	3,530	147,515
	02. 高額療養費	13,918	3,530	17,448
03. 後期高齢者支援金等		43,052	19,268	62,320
	01. 後期高齢者支援金等	43,052	19,268	62,320
04. 前期高齢者納付金等		6,006	△4,524	1,482
	01. 前期高齢者納付金等	6,006	△4,524	1,482
07. 共同事業拠出金		37,219	5,083	42,302
	01. 共同事業拠出金	37,219	5,083	42,302
歳出	合計	289,477	23,357	312,834

議案第73号

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

簡易水道事業特別会計補正予算

（第3号）

（別紙）

平成26年度小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 11,375 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 204,841 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

平成26年12月10日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		16,046	7,218	23,264
	1. 国庫補助金	16,046	7,218	23,264
6. 繰入金		67,447	2,157	69,604
	1. 繰入金	67,447	2,157	69,604
9. 村債		7,200	2,000	9,200
	1. 村債	7,200	2,000	9,200
歳入合計		193,466	11,375	204,841

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		121,144	313	121,457
	01. 総 務 管 理 費	121,144	313	121,457
02. 建 設 改 良 費		32,092	14,436	46,528
	01. 建 設 改 良 費	32,092	14,436	46,528
03. 公 債 費		37,975	△3,374	34,601
	01. 公 債 費	37,975	△3,374	34,601
歳 出 合 計		193,466	11,375	204,841

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 簡易水道事業整備債	千円 7,200	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 9,200	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第74号

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
補正予算（第2号）（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算

（第2号）

（別紙）

平成26年度小笠原村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算
予 算 総 則

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 58 千円 を追加し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ 169,110 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		139,202	58	139,260
	1. 一般会計繰入金	139,201	58	139,259
歳入	合計	169,052	58	169,110

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 総務費		13,914	58	13,972
	01. 施設管理費	13,914	58	13,972
歳出	合計	169,052	58	169,110

議案第75号

平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

下水道事業特別会計補正予算

（第2号）

（別紙）

平成26年度小笠原村
下水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 14,431 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 260,232 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		46,686	△7,218	39,468
	1. 国 庫 補 助 金	46,686	△7,218	39,468
6. 繰 入 金		179,739	△7,213	172,526
	1. 繰 入 金	179,739	△7,213	172,526
歳 入 合 計		274,663	△14,431	260,232

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		95,669	183	95,852
	01. 総 務 管 理 費	95,669	183	95,852
02. 建 設 改 良 費		93,372	△14,436	78,936
	01. 建 設 改 良 費	93,372	△14,436	78,936
04. 公 債 費		83,670	△178	83,492
	01. 公 債 費	83,670	△178	83,492
歳 出 合 計		274,663	△14,431	260,232

議案第76号

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成26年12月10日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村
浄化槽事業特別会計補正予算

（第2号）

（別紙）

平成26年度小笠原村
浄化槽事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 119 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14,674 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月10日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		10,286	△119	10,167
	1. 繰 入 金	10,286	△119	10,167
歳 入 合 計		14,793	△119	14,674

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
03. 公債費		3,822	△119	3,703
	01. 公債費	3,822	△119	3,703
歳出	合計	14,793	△119	14,674

議員の派遣について（案）

次のとおり議員を派遣する。

1. 派遣目的 中国密漁船団に関する要望並びに津波対策等に関する要望
2. 派遣場所 国土交通省、農林水産省、外務省、東京都ほか
3. 派遣期間 平成 27 年 2 月 17 日(火) ～ 2 月 27 日(金)
4. 派遣議員 佐々木幸美、鯉江満、稲垣勇、池田望、杉田一男、
一木重夫、片股敬昌、高橋研史

発議第 9 号

平成 26 年 12 月 11 日

小笠原村議会議長
佐々木幸美 殿

提出者 小笠原村議会議員

一木重夫

賛成者 小笠原村議会議員

池田望

津波観測機器と震度計の設置を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

（提案理由）

国に対して、小笠原村民等の安心と安全の確保のために、母島及び小笠原諸島周辺海域に潮位計等の津波観測機器を、また、硫黄島に震度計を早期に設置することを求めるため、本案を提出する。

津波観測機器と震度計の設置を求める意見書（案）

平成 21 年 1 月、ニューギニア付近で発生した津波は、気象庁の津波注意報発令前に父島に到達した。母島では護岸工事の時に津波観測機器が撤去されたままになっている。母島以南に津波観測機器が設置されていれば、このような危険な事態を防げたはずである。遡れば、1826 年及び 1872 年に小笠原では 3～6m の近地津波が発生した記録が残っている。

日本国内で観測された M7.5 以上の地震の 12% は、小笠原諸島周辺海域で発生している。さらに本年になって西之島では火山活動が活発化し、島の崩落により父島に 1m 以上の津波が襲来する危険性が指摘されている。

小笠原村民の安心と安全の確保のために、母島及び小笠原諸島周辺海域に潮位計等の津波観測機器を早期に設置することを求める。

硫黄島には震度計が設置されていない。硫黄島近海では最近 10 年間でも、M6 以上の地震が 4 回発生している。1995 年に M7.5、2000 年には M7.9 の大地震が発生した。現在硫黄島に派遣されている 500 名の自衛隊員・民間企業の職員、硫黄島近海の漁業従事者、並びに彼らの家族は、どのくらいの震度なのか揺れの大きさが判らない。早期に硫黄島に震度計を設置することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 11 日

小笠原村議会議長
佐々木幸美

衆議院議長
参議院議長
国土交通大臣
気象庁長官

} 宛て

一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
高橋研史議員	1 防災条例について
片股敬昌議員	1 子供の読書活動推進 2 役場の駐輪場
池田 望議員	1 定期船運賃の低廉化対策について 2 旧赤間ホテル（仮称）の跡地利用は
稲垣 勇議員	1 母島の金融状況について

小笠原村議会会議録

平成26年 第4回定例会

平成27年2月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)